

## 事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて

平成4年8月21日総三第26号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成 7年 6月23日総三第 53号  
平成 8年 5月15日総三第 46号  
平成 8年 8月 8日総三第 66号  
平成 9年 2月28日総三第 17号  
平成 9年 7月16日総三第 78号  
平成10年 3月 9日総三第 11号  
平成10年12月 8日総三第131号  
平成11年12月20日総三第 80号  
平成12年 1月18日総三第 2号  
平成12年 2月 4日総三第 14号  
平成12年 8月14日総三第 83号  
平成12年10月20日総三第125号  
平成13年 2月28日総三第 12号  
平成13年 7月27日総三第 98号  
平成14年 3月20日総三第 47号  
平成14年12月11日総三第119号  
平成15年 2月12日総三第 9号  
平成15年 3月28日総三第 36号  
平成15年11月26日総三第 86号  
平成16年 2月27日総三第 48号  
平成16年 6月 1日総三第 90号  
平成16年11月26日総三第000017号  
平成17年 3月29日総三第000080号  
平成17年 7月12日総三第000216号  
平成17年 8月19日総三第000564号  
平成17年11月29日総三第000723号  
平成17年12月 7日総三第000751号  
平成18年 4月 5日総三第000458号  
平成18年 9月 1日総三第001100号  
平成18年 9月 5日総三第001039号  
平成18年11月 2日総三第001355号  
平成19年 1月29日総三第000172号  
平成19年 5月25日総三第000651号  
平成19年 9月12日総三第001035号  
平成19年10月 3日総三第001149号  
平成20年 3月 4日総三第000248号  
平成20年 5月27日総三第000492号

平成20年10月22日総三第000991号  
平成20年11月14日総三第001236号  
平成21年 1月30日総三第000118号  
平成21年 3月10日総三第000258号  
平成22年 5月18日総三第000052号  
平成24年 3月21日総三第000091号  
平成24年12月11日総三第000340号  
平成25年 9月24日総三第151号  
平成25年11月20日総三第213号  
平成26年 2月12日総三第 24号  
平成26年10月31日総三第183号  
平成27年 3月17日総三第 70号  
平成27年 4月24日総三第109号  
平成27年 9月18日総三第182号  
平成27年11月20日総三第218号  
平成28年 7月29日総三第145号  
平成28年 9月27日総三第198号  
平成28年11月22日総三第220号  
平成30年 3月15日総三第 59号  
平成31年 4月10日総三第 81号  
令和 2年 3月 6日総三第294号  
令和 2年 9月 2日総三第123号  
令和 3年 3月29日総一第381号  
令和 3年 6月16日総三第121号  
令和 4年 1月14日総三第305号  
令和 4年 1月31日総三第 19号  
令和 4年 6月 1日総三第 88号  
令和 5年 1月18日総三第325号  
令和 5年 3月 6日総三第 68号  
令和 5年 3月22日総三第157号  
令和 5年 8月25日総三第259号  
令和 5年10月23日総三第300号  
令和 5年12月15日総三第365号  
令和 6年 2月20日総三第 30号  
令和 6年 3月 7日総三第 54号  
令和 6年 5月17日総三第 88号  
令和 7年 3月 5日総三第 58号  
令和 7年 3月13日総三第 88号  
令和 8年 2月20日総三第115号

標記の事務の取扱いについて下記のとおり定めましたので、法令等の定めによるほか、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

## 記

### 第1 総則

#### 1 取扱者

- (1) 事件の受付及び分配に関する事務は、事件係（事件係の置かれていない支部及び簡易裁判所並びに出張所において事件係の事務を取り扱う者を含む。以下同じ。）において取り扱う。
- (2) 部（下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。以下同じ。）に係属する事件の受付に関する事務は、当該部に取り扱わせることができる。
- (3) 執務時間外における事件の受付に関する事務は、当直員に取り扱わせることができる。

#### 2 取扱上の注意

事件の受付及び分配に関する事務の取扱いは、適正かつ迅速に行うとともに、事件に関する書類（以下「書類」という。）が亡失し、又は損傷しないよう注意しなければならない。

### 第2 受付

#### 1 受付手続

- (1) 書類を受領した場合には、2から12までに定めるところにより、閲読、受付日付の表示、帳簿への登載、符号及び番号の記載、収入印紙の消印等の手続を行うものとし、その日のうちにこれを終えなければならない。
- (2) 口頭による申述について自ら調書を作成した場合には、（1）の定めを準用する。

#### 2 閲読

- (1) 書類を受領した場合にはこれを閲読し、あて名、作成名義人の表示の有無等の形式的事項並びに管轄、期間、作成名義人の資格、はり付けられ又は添付された収入印紙の額、添付書類等に過誤又は欠点があるときは、その旨を注記した附せんを付ける等の方法により、これを明らかにする。
- (2) 直接提出された書類に明らかな過誤又は欠点がある場合には、提出者に任意の補正を促す。
- (3) 直接提出された書類にはり付けられた収入印紙の額が明らかに法定額を超える場合において、提出者が超過分の収入印紙の額の還付を請求しない旨を述べたときは、はり付けられた収入印紙の傍らに超過分の収入印紙の額及びこれを放棄する旨を付記させ、その旨の確認をする。
- (4) 直接提出された書類に添付された収入印紙の額が明らかに法定額を超える場合には、超過分の収入印紙をその場で提出者に返還する。

(5) 手数料として書類に添付された収入印紙は、直ちに書類にはり付ける。

### 3 受付日付の表示

(1) 2の手續を終えた場合には、受付日付印(別紙様式第1)を用いて書類に受付の日付を表示し、必要があるものについては、時刻を記載する。ただし、期日に提出された書類(収入印紙がはり付けられ、又は添付された書類を除く。)を当該期日の調書に記載する場合は、この限りでない。

(2) 受付日付印は、書類の第1ページの余白の見やすい箇所に押す。

(3) 受付日付印は、使用日以外の日付を表示するために使用してはならない。

### 4 帳簿への登載

(1) 2及び3の手續を終えた書類で、民事事件記録符号規程(平成13年最高裁判所規程第1号)、行政事件記録符号規程(昭和38年最高裁判所規程第3号)、刑事事件記録符号規程(平成13年最高裁判所規程第2号)、家庭事件記録符号規程(昭和26年最高裁判所規程第8号)、医療観察事件記録符号規程(平成17年最高裁判所規程第6号)、没収の裁判の取消事件記録符号規程(昭和38年最高裁判所規程第2号)、法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録符号規程(昭和27年最高裁判所規程第15号)及び裁判官の分限事件記録符号規程(昭和24年最高裁判所規程第3号)に定める事件(別表第1から別表第9までに掲げる事件)に関するもののうち、次に掲げるものについては、所定の事件簿に登載する。この場合において、事件番号の付け方の基準は、別表第1から別表第9までのとおりとする。

ア 訴状その他の申立書、送致書、通告書、通知書、囑託書等

イ 上訴の提起、差戻し判決等の確定、移送決定の確定等により送付された記録

ウ 事件が受訴裁判所の調停に付された場合、非訟事件が自庁の調停に付された場合、起訴前の和解の不調により訴訟の弁論が命ぜられた場合、略式命令又は交通事件即決裁判を不適法又は不相当として通常の手続により審判することとされた場合、起訴強制事件について自庁の審判に付する決定がされた場合、家事審判事件が自庁の調停に付された場合、家事調停の不成立により審判の申立てがあったものとみなされた場合等において、これを事件簿に登載するため回送された記録

(2) 2及び3の手續を終えた書類のうち上訴申立書((1)の定めにより事件簿に登載するものを除く。)及び他の通達等で特別の定めがある書類については、上訴申立書等記録簿に登載し、書類ごとに番号を付ける。

### 5 符号及び番号の記載

4の手續を終えた場合には、受付日付印の所定の箇所にその事件の符号(上訴申立書等記録簿に登載する場合は記の符号)及び番号(以下「事件等の符号及び番号」という。)を記載

し、その傍らに認印する。

#### 6 収入印紙等の添付の旨の記載

収入印紙がはり付けられ、又は収入印紙、郵便切手、登記印紙、現金若しくは有価証券が添付されている書類を受け付けた場合には、書類の第1ページの余白にその旨及び価額等を付記して認印する。

#### 7 収入印紙の消印等

(1) 収入印紙がはり付けられた書類については、速やかに備付けの消印器を用いて書類と収入印紙の彩紋とにかけて判明に消印する。

(2) 再使用証明の付された収入印紙については、再使用証明文の下部に再使用済みの旨を付記して認印する。

#### 8 ファクシミリ受信に係る書類の取扱い

執務時間外にファクシミリで受信した書類の受付は、次の執務時間の最初に行う。この場合において、受付日付印の日付は、当該執務時間の日とする。

#### 9 民事裁判書類電子提出システムに記録された情報の取扱い

(1) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の10第5項（民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和4年最高裁判所規則第1号）第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定による出力は、当該申立て等に係る情報が、民事裁判書類電子提出システムを利用して裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時の属する日のうちに行わなければならない。ただし、執務時間外に記録された情報の内容の出力は、次の執務時間の最初に行う。

(2) (1) の手続により出力された書類のうち、4の手続を行うこととされていないものについては、3の手続を行うことを要しない。

(3) (1) のただし書の定めにより出力された書類の受付は、当該出力の後直ちに行う。この場合において、3の手続を行うことを要する場合における受付日付印の日付は、当該執務時間の日とする。

#### 10 当直受付の書類の取扱い

(1) 当直員が書類を受領した場合には、書類に当直受付日付印（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」別紙様式第1の2）を押し、かつ、当直文書受付簿（同通達別紙様式第2）に所要の事項を記載する。ただし、当直員が封書を開封しない取扱いの裁判所においては、封筒に当直受付日付印を押し。

(2) 当直員が受け付けた書類は、当直事務終了後、速やかに事件係又は当該事件の受付に関

する事務を取り扱う部に引き継ぐ。

(3) 当直員が受け付けた書類については、受付日付印は押さず、事件簿又は上訴申立書等記録簿に登載する書類についてのみ、当直受付日付印に事件等の符号及び番号を付記して認印する。ただし、当直員が封書を開封しない取扱いの裁判所においては、転写用受付日付印（別紙様式第2）を用いて、封筒に表示された当直受付の日付を転写し、事件簿又は上訴申立書等記録簿に登載する書類についてのみ、これに事件等の符号及び番号を記載して認印する。

(4) 当直員が受け付けた書類を事件簿又は上訴申立書等記録簿に登載する場合には、「受付」の箇所に当直受付の日付を記載し、「備考」の箇所に当直受付の旨を表示する。

(5) 当直受付日付印を使用する場合には3の定めを、転写用受付日付印を使用する場合には3の(2)の定めを、それぞれ準用する。

#### 11 回送された書類の取扱い

受付の誤りその他の事由により他の部署から回送された書類の取扱いについては、10の(3)から(5)までの定めを準用する。

#### 12 裁判所外で受領した書類の取扱い

裁判所外で行う証拠調べ、和解調停、進行協議期日等の際に提出されたその事件に関する書類（当該期日の調書に記載する書類を除く。）の取扱いについては、これを受領した裁判所書記官が書類の第1ページの余白の見やすい箇所に受領した年月日及び場所並びに必要なものについては時刻を記載して認印するほか、10の(2)から(4)までの定めを準用する。

### 第3 記録編成

受付手続を終えた書類のうち事件簿に登載した書類については、表紙を付し、必要な用紙を加えて、記録を編成する。

### 第4 分配

#### 1 記録及び書類の配布

記録の編成を終えた場合（記録を編成しない書類にあつては、受付手続を終えた場合）には、裁判事務の分配の定めに従い、速やかにこれを配布する。

#### 2 受領印

1の定めにより記録又は書類を交付した場合には、事件簿、上訴申立書等記録簿又は事件関係送付簿の所定の箇所に受領印を受ける。

#### 3 書類等の回送

他の部署において受け付けるべき書類又は収入印紙、郵便切手、登記印紙、現金若しくは有価証券を受け付けた場合には、これを所管の部署に回送する。この場合において、書類等

の交付については、2の定めを準用する。

## 付 記

### 1 実施

この通達は、平成4年10月1日から実施する。

### 2 通達の廃止

昭和35年12月24日付け最高裁訟一第363号事務総長通達「事件の受付および分配に関する事務の取扱いについて」（以下「旧通達」という。）は、平成4年9月30日限り、廃止する。

### 3 経過措置

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第25条による損害賠償に係る訴訟事件の受付については、平成4年12月31日までは、なお従前の例による。

(2) 平成3年1月1日前にした仮差押え又は仮処分の命令の申請に係る仮差押え又は仮処分の事件の受付については、次の事件を執行雑事件とするほか、なお同日前の例による。この場合において、平成2年12月25日付け最高裁総三第42号事務総長通達「「事件の受付および分配に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」（以下「改正通達」という。）による改正前の旧通達中「民事執行に関するその他の申立事件簿」とあるのは、「執行雑事件簿」と読み替えるものとする。

ア 強制管理の方法による不動産に対する仮差押えの執行の申立事件

イ 仮差押え又は仮処分の執行がされた自動車及び建設機械についての民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）附則第4条の規定による改正前の民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第163条第2項及び第165条並びに民事保全法（平成元年法律第91号）附則第3条の規定による改正前の民事執行法（昭和54年法律第4号）第180条第1項の規定による売却の申立事件

(3) 平成3年1月1日前にした家事審判法（昭和22年法律第152号）第15条の3第1項の規定による審判（同条第5項の裁判を含む。）に係る審判前の保全処分事件の受付については、民事保全法附則第11条の規定による改正前の家事審判法第15条の3第6項の規定による（1）のア及びイの事件を執行雑事件とするほか、なお同日前の例による。この場合において、改正通達による改正前の旧通達中「民事執行に関するその他の申立事件簿」とあるのは、「執行雑事件簿」と読み替えるものとする。

(4) 第4の2の定めを適用するに当たり、「受領印」の箇所のない事件簿については、適宜受領印を受けるものとする。

付 記（平 7. 6. 23 総三第 53 号）

この通達は、平成 7 年 7 月 1 日から実施する。

付 記（平 8. 5. 15 総三第 46 号）

この通達は、平成 8 年 5 月 30 日から実施する。

付 記（平 8. 8. 8 総三第 66 号）

この通達は、平成 8 年 9 月 1 日から実施する。

付 記（平 9. 2. 28 総三第 17 号）

この通達は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（平 9. 7. 16 総三第 78 号）

1 この通達は、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）施行の日から実施する。

2 次に掲げる事件については、なお従前の例による。

(1) 民事訴訟法施行前に言渡しがあつた民事、行政又は家事の第一審の判決に対する控訴の提起で、控訴審に提出されたもの

(2) 民事訴訟法の施行前に告知があつた民事、行政又は家事の決定又は命令に対する通常抗告及び即時抗告の提起で、抗告審に提出されたもの

(3) 民事訴訟法の施行前にした支払命令の申立てに係る督促手続（送達に関する事項及び民事訴訟法附則第 21 条に定める事項を除く。）

付 記（平 10. 3. 9 総三第 11 号）

この通達は、平成 10 年 5 月 15 日から実施する。

付 記（平 10. 12. 8 総三第 131 号）

この通達は、平成 10 年 12 月 8 日から実施する。ただし、記 2 の定めは、同年 12 月 16 日から実施する。

付 記（平 11. 12. 20 総三第 80 号）

この通達は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）施行の日（平成 12 年 2 月 1 日）から実施する。

付 記（平 12. 1. 18 総三第 2 号）

この通達は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（平 12. 2. 4 総三第 14 号）

1 実施

この通達は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の施行の日から実施する。ただし、特定調停に関する部分については、平成 12 年 2 月 17 日から実施する。

2 経過措置

次に掲げる事件については、なお従前の例による。



(1) 和議開始決定前の保全処分の申立て

(2) 和議取消しの申立て

付 記 (平 1 2 . 8 . 1 4 総三第 8 3 号)

この通達は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 3 7 号）の施行の日（平成 1 2 年 8 月 1 5 日）から実施する。

付 記 (平 1 2 . 1 0 . 2 0 総三第 1 2 5 号)

この通達は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成 1 2 年法律第 7 5 号）の施行の日（平成 1 2 年 1 1 月 1 日）から実施する。

付 記 (平 1 3 . 2 . 2 8 総三第 1 2 号)

この通達は、平成 1 3 年 4 月 1 日から実施する。ただし、この通達の記 2 の定めのうち、小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件に係る部分については民事再生法等の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 8 号）の施行の日から、承認援助事件に係る部分については外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 9 号）の施行の日から実施する。

付 記 (平 1 3 . 7 . 2 7 総三第 9 8 号)

この通達は、平成 1 3 年 1 0 月 1 3 日から実施する。

付 記 (平 1 4 . 3 . 2 0 総三第 4 7 号)

この通達は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 記 (平 1 4 . 1 2 . 1 1 総三第 1 1 9 号)

この通達は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）の施行の日から実施する。

付 記 (平 1 5 . 2 . 1 2 総三第 1 0 号)

この通達は、国際受刑者移送法（平成 1 4 年法律第 6 6 号）の施行の日から実施する。

(施行の日＝平成 1 5 年 6 月 1 日)

付 記 (平 1 5 . 3 . 2 8 総三第 3 6 号)

この通達は、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の施行の日（平成 1 5 年 4 月 1 日）から実施する。

付 記 (平 1 5 . 1 1 . 2 6 総三第 8 6 号)

この通達は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 1 0 1 号）の施行の日から実施する。

付 記 (平 1 6 . 2 . 2 7 総三第 4 8 号)

## 1 実施

この通達は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。ただし、この通達の記 4 の定めのうち仲裁法に係る部分及び別表第 1 の 5 4 の ( 3 0 ) の項を削る部分並びに記 6 の定めは、平成 1 6 年

3月1日から実施する。

## 2 経過措置

- (1) 仲裁法（平成15年法律第138号）の施行前に開始した仲裁手続に関して裁判所が行う手続（仲裁判断があった後に開始されるものを除く。）については、なお従前の例による。
- (2) 人事訴訟法（平成15年法律第109号）の施行の際現に係属している人事訴訟事件又はその目的と同一の身分関係の形成若しくは存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟事件であって地方裁判所に訴えが提起されたものについては、なお従前の例による。

付 記（平16. 6. 1総三第90号）

この通達は、平成16年7月16日から実施する。

付 記（平16. 11. 26総三第000017号）

## 1 実施

この通達は、平成17年1月1日から実施する。ただし、この通達の記1の定めのうち、別表第1の3の項に係る部分は油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成16年法律第37号）附則第1条第1号に定める日から、同55の（47）の項に係る部分は平成16年12月2日から、同（107）の項に係る部分は不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日から実施する。

## 2 経過措置

次に掲げる事件については、なお従前の例による。

- (1) 強制和議取消しの申立て
- (2) 破産法の施行前にした破産の申立て又は同法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産者の免責の申立て

付 記（平17. 3. 29総三第000080号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付 記（平17. 7. 12総三第000216号）

この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の施行の日から実施する。

付 記（平17. 8. 19総三第000564号）

この通達は、平成17年11月1日から実施する。

付 記（平17. 11. 29総三第000723号）

この通達は、労働審判法（平成16年法律第45号）の施行の日（平成18年4月1日）から実施する。ただし、この通達の記2の定めは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）の施行の日（平成18年4月1日）から実施する。

付 記 (平 1 7 . 1 2 . 7 総三第 000751 号)

この通達は、平成 1 8 年 1 月 1 日から実施する。

付 記 (平 1 8 . 4 . 5 総三第 000458 号)

この通達は、会社法 (平成 1 7 年法律第 8 6 号) の施行の日 (平成 1 8 年 5 月 1 日) から実施する。

付 記 (平 1 8 . 9 . 1 総三第 001100 号)

この通達は、平成 1 8 年 1 0 月 2 日から実施する。

付 記 (平 1 8 . 9 . 5 総三第 001039 号)

この通達は、平成 1 9 年 1 月 1 日から実施する。

付 記 (平 1 8 . 1 1 . 2 総三第 001355 号)

1 この通達は、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から実施する。

2 平成 1 8 年 9 月 5 日付け最高裁総三第 001039 号事務総長通達「「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」を次のように改正する。

別紙 (1) の別表第 1 の 5 9 の (43) の項中「7 3」を「7 3 I」に改める。

付 記 (平 1 9 . 1 . 2 9 総三第 000172 号)

この通達は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

付 記 (平 1 9 . 5 . 2 5 総三第 000651 号)

この通達は、消費者契約法の一部を改正する法律 (平成 1 8 年法律第 5 6 号) の施行の日 (平成 1 9 年 6 月 7 日) から実施する。ただし、この通達の記 2 及び記 4 の定めは、信託法 (平成 1 8 年法律第 1 0 8 号) の施行の日から実施する。

付 記 (平 1 9 . 9 . 1 2 総三第 001035 号)

この通達は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から実施する。

付 記 (平 1 9 . 1 0 . 3 総三第 001149 号)

この通達は、平成 1 9 年 1 1 月 1 日から実施する。

付 記 (平 2 0 . 3 . 4 総三第 000248 号)

この通達は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。ただし、この通達の記 1 の定め及び記 4 の定めのうち戸籍法 (昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号) に係る部分は戸籍法の一部を改正する法律 (平成 1 9 年法律第 3 5 号) の施行の日から、記 3 及び記 5 の定めは更生保護法 (同年法律第 8 8 号) の施行の日から実施する。

付 記 (平 2 0 . 5 . 2 7 総三第 000492 号)

この通達は、平成 2 0 年 7 月 1 日から実施する。

付 記 (平 2 0 . 1 0 . 2 2 総三第 000991 号)

この通達は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から実施する。

付 記（平 2 0 . 1 1 . 1 4 総三第 001236 号）

1 実施

この通達は、少年法の一部を改正する法律（平成 2 0 年法律第 7 1 号。以下「改正法」という。）の施行の日（同年 1 2 月 1 5 日）から実施する。

2 経過措置

次に掲げる事件については、なお従前の例による。

- (1) 改正法の施行の前日に改正法による改正前の少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 3 7 条第 1 項の規定により公訴の提起があった成人の刑事事件
- (2) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 4 6 年法律第 1 2 9 号）第 2 6 条第 4 項の規定により家庭裁判所が権限を有する成人の刑事事件
- (3) (1) 及び (2) の事件に係る刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和 3 8 年法律第 1 3 8 号）第 1 3 条に基づく没収の裁判の取消事件

付 記（平 2 1 . 1 . 3 0 総三第 000118 号）

この通達は、平成 2 1 年 3 月 1 日から実施する。

付 記（平 2 1 . 3 . 1 0 総三第 000258 号）

この通達は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 1 6 年法律第 6 3 号）の施行の日（平成 2 1 年 5 月 2 1 日）から実施する。

付 記（平 2 2 . 5 . 1 8 総三第 000052 号）

この通達は、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 1 号）の施行の日（平成 2 2 年 5 月 1 8 日）から実施する。

付 記（平 2 4 . 3 . 2 1 総三第 000091 号）

この通達は、民法等の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 6 1 号）の施行の日（平成 2 4 年 4 月 1 日）から実施する。

付 記（平 2 4 . 1 2 . 1 1 総三第 000340 号）

1 実施

この通達は、非訟事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 1 号）の施行の日（平成 2 5 年 1 月 1 日）から実施する。

2 経過措置

次に掲げる事件については、なお従前の例による。

- (1) この通達の実施前に申立てにより又は職権で開始された家事審判事件及び家事調停事件
- (2) この通達の実施前にされた非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成 2 4 年最高裁判所規則第 9 号）第 1 条の規定による廃止前の家事審判規則（昭和 2 2 年最高裁判所規則第 1 5 号）第 1 1 2 条の規定に基づく遺産の分割禁止の審判の取消し又は

変更の申立て

(3) この通達の実施前にされた非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号）第3条の規定による廃止前の家事審判法（昭和22年法律第152号。以下「旧家事審判法」という。）第16条において準用する民法（明治29年法律第89号）第28条の規定に基づく財産の管理者の権限外行為許可の申立て

(4) この通達の実施前にされた旧家事審判法第16条において準用する民法第29条第2項の規定に基づく財産の管理者に対する報酬付与の申立て

付 記（平25. 9. 24総三第151号）

この通達は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）の施行の日（平成25年9月25日）から実施する。

付 記（平25. 11. 20総三第213号）

この通達中、記1、記3及び記5の定めは犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）の施行の日（平成25年12月1日）から、記2及び記4の定めは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日（平成26年1月3日）から実施する。

付 記（平26. 2. 12総三第24号）

## 1 実施

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

## 2 経過措置

この通達の実施前にされた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第47号。以下「改正法」という。）による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第20条第2項ただし書又は同項第4号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立て（改正法附則第15条の規定により改正法附則第10条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第23条の2第2項ただし書又は同項第4号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てとみなされるものを除く。）に係る事件については、なお従前の例による。

付 記（平26. 10. 31総三第183号）

この通達中、記1の定めはマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日（平成26年12月24日）から、記2及び記3の定めは金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）附則第1条第2号に掲げ

る規定の施行の日から実施する。

付 記（平 2 7. 3. 1 7 総三第 7 0 号）

## 1 実施

この通達は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成 2 7 年 4 月 1 日）から実施する。

## 2 経過措置

改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）第 7 0 条の 6 第 1 項又は第 7 0 条の 7 第 1 項（いずれも改正法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による裁判の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

付 記（平 2 7. 4. 2 4 総三第 1 0 9 号）

この通達中、記 1 の定めは会社法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 9 0 号）の施行の日（平成 2 7 年 5 月 1 日）から、記 2 の定めは少年院法（平成 2 6 年法律第 5 8 号）（附則第 1 条ただし書に規定する規定を除く。）の施行の日（平成 2 7 年 6 月 1 日）から実施する。

付 記（平 2 7. 9. 1 8 総三第 1 8 2 号）

## 1 実施

この通達は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号）の施行の日（平成 2 7 年 1 0 月 1 日）から実施する。

## 2 経過措置

この通達の実施前にされた請求すべき<sup>おん</sup>按分割合に関する処分の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

付 記（平 2 7. 1 1. 2 0 総三第 2 1 8 号）

この通達中、記 1 の定めは裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 7 号）の施行の日（平成 2 7 年 1 2 月 1 2 日）から、記 2 及び記 3 の定めは不正競争防止法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 5 4 号）の施行の日（平成 2 8 年 1 月 1 日）から実施する。

付 記（平 2 8. 7. 2 9 総三第 1 4 5 号）

この通達は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 2 5 年法律第 9 6 号）の施行の日（平成 2 8 年 1 0 月 1 日）から実施する。

付 記（平 2 8. 9. 2 7 総三第 1 9 8 号）

この通達は、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 2 7 号）の施行の日（平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日）から実施する。

付 記（平 28. 11. 22 総三第 220 号）

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 54 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 12 月 1 日）から実施する。

付 記（平 30. 3. 15 総三第 59 号）

## 1 実施

この通達中、記 1 の定めは地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定及び関税定率法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 13 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成 30 年 4 月 1 日）から、記 2 及び記 3 の定めは児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号）の施行の日（平成 30 年 4 月 2 日）から実施する。

## 2 経過措置

この通達の実施前にされた児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律による改正前の家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 239 条の規定による児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

付 記（平 31. 4. 10 総三第 81 号）

この通達中、別表第 3 の改正に係る部分は刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 54 号）の施行の日から、別表第 5 の改正に係る部分は民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）の施行の日（平成 31 年 7 月 1 日）から実施する。

付 記（令 2. 3. 6 総三第 294 号）

この通達は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（令 2. 9. 2 総三第 123 号）

この通達中、記 1 の定めは令和 2 年 11 月 1 日から、記 2 及び記 3 の定めは同年 10 月 1 日から実施する。

付 記（令 3. 3. 29 総一第 381 号）

- 1 この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。ただし、記第 2 から記第 18 まで及び記第 21 の定めは、同年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（令 3. 6. 16 総三第 121 号）

この通達は、令和 3 年 7 月 1 日から実施する。

付 記（令 4. 1. 14 総三第 305 号）

## 1 実施

この通達中、記1の定めは令和4年1月14日から、記2の定めは少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行の日（令和4年4月1日）から実施する。

## 2 経過措置

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号。以下「整備法」という。）第57条の規定によりなお従前の例によることとされる民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第18条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する整備法第56条の規定による改正前の非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第85条及び第88条第4項の規定による申立てに係る事件については、なお従前の例による。

付 記（令4. 1. 31総三第19号）

この通達は、令和4年4月1日から実施する。

付 記（令4. 6. 1総三第88号）

この通達は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）の施行の日から実施する。

付 記（令5. 1. 18総三第325号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年2月20日）から実施する。

付 記（令5. 3. 6総三第68号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

付 記（令5. 3. 22総三第157号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

付 記（令5. 8. 25総三第259号）

この通達は、令和5年10月1日から実施する。

付 記（令5. 10. 23総三第300号）

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から実施する。

付 記（令5. 12. 15総三第365号）

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和6年2月15日）から実施する。

付 記（令6. 2. 20総三第30号）

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

付 記（令6. 3. 7総三第54号）



この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から実施する。

付 記（令6. 5. 17総三第88号）

この通達中記1の定めは出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）の施行の日（令和6年6月10日）から、記2の定めは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日（令和6年6月20日）から実施する。

付 記（令7. 3. 5総三第58号）

この通達中記1の定めは特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から、記2の定めは刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から実施する。

付 記（令7. 3. 13総三第88号）

この通達中記1、記2及び記4の定めは児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月1日）から、記3の定めは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和7年5月26日）から実施する。

付 記（令8. 2. 20総三第115号）

この通達中記3、記5、記6及び記8から記10までの定めは令和8年4月1日から、記1、記2、記4及び記7の定めは民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行の日（令和8年5月21日）から実施する。

別表第1 (民事事件)

事 件 の 種 類	基 本 法 条	記録符号			事件番号の付 け方の基準と なるもの	事 件 簿
		簡 裁	地 裁	高 裁		
1 和解事件	民訴法275	イ			申立書	和解事件簿
2 督促事件	〃 382	ロ			〃	督促事件簿
3 通常訴訟事件 受理区分例 訴えの提起	〃 134 独禁法25 平成25独禁法改 正附則7 平成25改正前独 禁法85	ハ	ワ	ワ	訴状	民事通常訴訟事 件簿
反訴の提起	民訴法146				〃	
仮執行の原状回復及 び損害賠償の申立て 参加の申出	〃 260 〃 47、49、51、 52 一般法人法280 会社法849 I 民再法138 油賠法24、30の 3				申立書 申出書	
選定者に係る請求の 追加	民訴法144				追加書	
原判決取消差戻し、 同破棄差戻し、同取 消移送、同破棄移送 移送	〃 307、308、 309、325 〃 16、17、18、 19、274 会社法835 行訴法13 消費者契約法44 犯罪被害者保護 法35Ⅲ 消費者裁判手続 特例法6Ⅴ、 Ⅵ、56Ⅲ				上訴審の裁判 書 決定書	
支払督促に対する督 促異議	民訴法386				申立書 (地裁は支払 督促書)	
手形訴訟事件又は小 切手訴訟事件の判決 に対する異議	〃 357、367				申立書	

労働審判に対する異議 労働審判の取消し 労働審判事件の終了	労審法21 〃 23 〃 24			〃 決定書 労働審判事件の終了を明らかにする書面 決定書	
刑事損害賠償命令の申立てについての裁判に対する異議 刑事損害賠償命令事件の終了 簡易確定決定に対する異議 回付	犯罪被害者保護法34 I 〃 39 消費者裁判手続特例法49 I、II			〃 〃 回付書	
4 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件	民訴法350、366、367	手 ハ	手 ワ	訴状 申立書 (地裁は支払督促書)	手形訴訟事件及び小切手訴訟事件簿
5 少額訴訟事件	〃 368	少 コ		訴状	少額訴訟事件簿
6 少額訴訟判決に対する異議申立て事件	〃 378	少 エ		申立書	少額訴訟判決に対する異議申立て事件簿
7 再審事件	〃 338、349 民執法10 民保法41 非訟法83 家事法103 子奪取条約実施法119 消費者裁判手続特例法12等	ニ	カ ム	訴状 申立書	民事再審事件簿
8 控訴提起事件	民訴法281、286、293 I、III	ハ レ	ワ ネ	控訴状 附帯控訴状	民事控訴提起事件簿
9 控訴事件	〃 281、293 I		レ ネ	原判決書 附帯控訴状	民事控訴事件簿
10 少額異議判決に対する特別上告提起事件	〃 380 II、327、314	少 テ		上告状 附帯上告状	少額異議判決に対する特別上告提起事件簿
11 飛躍上告提起事件	〃 311 II、314	ハ ツ	ワ オ	上告状 附帯上告状	民事飛躍上告提起事件簿
12 上告提起事件	〃 311 I、314		レ ツ	上告状 附帯上告状	民事上告提起事件簿
13 上告事件	〃 311		ツ	原判決書	民事上告事件簿
14 特別上告提起事件	〃 327、314		ツ テ	上告状 附帯上告状	民事特別上告提起事件簿

15 抗告提起事件	// 328、331、 286 // 330、331、 314 // 336、327、 314 民執法10 非訟法66、68 // 74 // 79、82、68等	ハ ソ	ソ ラ	抗告状	民事抗告提起事 件簿	
16 抗告事件	民訴法328、 329、330 民執法10 民保法41 非訟法66、74、 79 家事法85、99 子奪取条約実施 法101、113等		ソ ラ	原裁判書	民事抗告事件簿	
17 特別抗告提起事件	民訴法336、 327、314 非訟法75、76、 68 家事法94、96、 87 子奪取条約実施 法108、110、 103			ラ ク	民事特別抗告提 起事件簿	
18 飛躍上告受理申立 て事件	民訴法318、311 II、314		ワ 受	申立書	民事飛躍上告受 理申立て事件簿	
19 上告受理申立て事 件	// 318、314			ネ 受	民事上告受理申 立て事件簿	
20 許可抗告申立て事 件	// 337 非訟法77 家事法97 子奪取条約実施 法111			ラ 許	民事許可抗告申 立て事件簿	
21 公示催告事件	非訟法99、114	へ	へ	//	公示催告事件簿	
22 保全命令事件	民保法13 消費者裁判手続 特例法61	ト	ヨ	//	保全命令事件簿	
23 民事一般調停事件	民調法2、20	ノ	ノ	ノ	申立書 調停に付する 決定書	民事一般調停事 件簿
24 宅地建物調停事件	// 2、20、24、 24の2	ユ	ユ	ユ	申立書 調停に付する	宅地建物調停事 件簿

					決定書		
25	農事調停事件	〃 2、20、25	セ	セ	セ	申立書 調停に付する 決定書	農事調停事件簿
26	商事調停事件	〃 2、20、31	メ	メ	メ	申立書 調停に付する 決定書	商事調停事件簿
27	鉱害調停事件	〃 2、20、32	ス	ス	ス	申立書 調停に付する 決定書	鉱害調停事件簿
28	交通調停事件	〃 2、20、33の2	交	交	交	申立書 調停に付する 決定書	交通調停事件簿
29	公害等調停事件	〃 2、20、33の3	公	公	公	申立書 調停に付する 決定書	公害等調停事件簿
30	特定調停事件	特調法3	特	特		申立書	特定調停事件簿
31	民事非訟事件	非訟法第3編 一般法人法287 信託法262 表題部適正化法 31 調停条約実施法 5 I 区分所有法86 I、 87 I、88 I等 非訟法20		チ		申立書 職権によると きはその原因 となった書面	民事非訟事件簿
32	商事非訟事件	会社法第7編第 3章等 非訟法20		ヒ		申立書（通知 書等を含む。） 職権によると きはその原因 となった書面	商事非訟事件簿
33	借地非訟事件	借地借家法17、 18、19、20 被災地借地借家 法5 非訟法20	借	借	チ	申立書	借地非訟事件簿
34	罹災都市借地借家 臨時処理事件及び接 収不動産に関する借 地借家臨時処理事件	被災地借地借家 法附則4 旧罹災都市法 6、15、16、17 接收不動産法 17、18 非訟法20		シ		〃	罹災都市借地借 家臨時処理事件 及び接收不動産 に関する借地借 家臨時処理事件 簿
35	発信者情報開示命	情報流通プラッ		発		〃	発信者情報開示

令事件	トフォーム対処 法8		チ		命令事件簿
36 配偶者暴力等に関する保護命令事件	配偶者暴力防止法12 I、II、18 I、28の2		配 チ	〃	配偶者暴力等に関する保護命令事件簿
37 労働審判事件	労審法5		労	〃	労働審判事件簿
38 少額訴訟債権執行事件	民執法167の2	少 ル		〃	少額訴訟債権執行事件簿
39 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件	〃 104、107、108、139、141、156、161、167の11、188、192、193 滞納強制調整法36の6、36の13		リ	事情届書	事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件簿
40 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	民執法43、112 民執規84、86、98、98の2		ヌ	申立書	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件簿
41 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件	民執法143、167、167の10、167の11、167の12、167の17 I		ル	申立書（他の申立てをした場合に当該申立てと同時に差押命令の申立てをしたものとみなされる場合を含む。） 移行決定書	債権及びその他の財産権に対する強制執行事件簿
42 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の執行としての競売等事件	〃 181、189、195 民執規175、176、177、177の2		ケ	申立書	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の執行としての競売等事件簿
43 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の執行及び行使事件	民執法193		ナ	申立書（他の申立てをした場合に当該申立てと同時に差押命令の申立てをしたものとみなされる場合を含む。）	債権及びその他の財産権を目的とする担保権の執行及び行使事件簿

44	財産開示事件	〃 197		財 チ	申立書	財産開示事件簿
45	第三者からの情報 取得事件	〃 205、206、 207		情 チ	〃	第三者からの情 報取得事件簿
46	企業担保権実行事 件	企業担保法11		企	〃	企業担保権実行 事件簿
47	破産事件	破産法15、16、 19Ⅴ、224、244 の4、246 会社法574 民再法249、250 会社更生法 251、252 更生特例法158 の7、158の8、 331の7、331の 8、490 農水再生特例法 29		フ	申立書 職権によると きは破産手続 開始決定書	破産事件簿
48	再生事件	民再法21、 209、246 更生特例法446 農水再生特例法 3		再	申立書	再生事件簿
49	小規模個人再生事 件	民再法21、 221、209、246		再 イ	〃	小規模個人再生 事件簿
50	給与所得者等再生 事件	〃 21、239、 209、246		再 ロ	〃	給与所得者等再 生事件簿
51	会社更生事件	会社更生法17、 244、246、248 更生特例法15、 158、158の2、 158の4、180、 331、331の2、 331の4、377		ミ	〃	会社更生事件簿
52	承認援助事件	承認援助法17		承	〃	承認援助事件簿
53	船舶所有者等責任 制限事件	船責法17		船	〃	船舶所有者等責 任制限事件簿
54	油濁等損害賠償責 任制限事件	油賠法38、43 Ⅵ、51Ⅵ 船責法17		油	〃	油濁等損害賠償 責任制限事件簿
55	簡易確定事件	消費者裁判手続 特例法15		集	〃	簡易確定事件簿
56	簡易確定決定に対 する異議申立て提起 事件	〃 49Ⅰ、Ⅱ		集 ワ	〃	簡易確定決定に 対する異議申立 て提起事件簿

57	人身保護事件	人身法4		人	人	請求書	人身保護事件簿
58	過料事件	非訟法119、 120、122 戸籍法138等	ア	ホ		通知書	過料事件簿
59	共助事件	民訴法89、185 民訴規39 民執規82 非訟法51等	キ	エ		嘱託書	民事共助事件簿
60	仲裁関係事件	仲裁法12、16、 17、19、20、 23、35 I、44 I、46 I、47 I、49 I		仲		申立書	仲裁関係事件簿
61	特定和解の執行決定事件	A D R法27の2 I		和		〃	特定和解の執行決定事件簿
62	民事雑事件						
(1)	管轄指定の申立て	民訴法10 非訟法7 家事法6 労審法29		モ	ウ	申立書	民事雑事件簿
(2)	移送の申立て	民訴法16、17、 18、19、20の2 I、II、132の5 II、274 会社法835 民保法28、40 非訟法6 家事法9 民調法4 労審法3 行訴法13 人訴法8 仲裁法5IV、V 調停条約実施法 5VIII、IX A D R法27の2 VII、VIII 消費者契約法44 犯罪被害者保護 法35III 子奪取条約実施 法37 消費者裁判手続 特例法6V、 VI、56III	サ	〃	〃	〃	〃



(3) 裁判官に対する 除斥又は忌避の申 立て	民訴法23、24 非訟法11、12 家事法10、11 子奪取条約実施 法38、39	〃	〃	〃	〃	〃
(4) 裁判所書記官に 対する除斥又は忌 避の申立て	民訴法27、23、 24 非訟法14、11、 12 家事法13、10、 11 子奪取条約実施 法41、38、39	〃	〃	〃	〃	〃
(5) 訴えの提起等に ついての特別代理 人選任の申立て	民訴法35 非訟法17 家事法19 子奪取条約実施 法45	〃	〃	〃	〃	〃
(6) 裁判所書記官等 に対する費用償還 決定の申立て	民訴法69 非訟法28 家事法31 子奪取条約実施 法58	〃	〃	〃	〃	〃
(7) 訴訟費用等の額 の確定処分の申立 て	民訴法71 I、 72、73、85 非訟法28、29 II 家事法31、32 II 子奪取条約実施 法58、59 II	〃	〃	〃	〃	〃
(8) 裁判所書記官の 処分に対する異議 の申立て	民訴法71IV、 121、385、391 非訟法28、39 家事法31、37 子奪取条約実施 法58、68等	〃	〃	〃	〃	〃
(9) 訴訟費用等負担 決定の申立て	民訴法73、85、 258 非訟法28、29 II、60 家事法31、32 II、79、258 労審法25 子奪取条約実施 法58、59 II、96	〃	〃	〃	〃	〃
(10) 担保の取消決定 の申立て	民訴法79 民執法15	〃	〃	〃	〃	〃

	民保法4 非訟法72Ⅲ 家事法95Ⅲ、 115 子奪取条約実施 法109Ⅲ					
(11) 担保の変換の申立て	民訴法80 民執法15 民保法4 非訟法72Ⅲ 家事法95Ⅲ、 115 子奪取条約実施 法109Ⅲ	〃	〃	〃	〃	〃
(12) 救助の申立て	民訴法82 非訟法29 I 家事法32 I 子奪取条約実施 法59 I	〃	〃	〃	〃	〃
(13) 救助の取消し及び費用支払決定の申立て	民訴法84 非訟法29 II 家事法32 II 子奪取条約実施 法59 II	〃	〃	〃	〃	〃
(14) 高等裁判所に対する和解勧試の囑託	民訴法89 子奪取条約実施 法100			〃	囑託書	〃
(15) 閲覧等の制限の申立て	民訴法92 I 会社法887 I 労審法26 II 破産法12 I 民再法17 I 会社更生法12 I 更生特例法11、 176 承認援助法14 I	サ	モ	〃	申立書	〃
(16) 閲覧等の制限決定の取消しの申立て	民訴法92Ⅲ 会社法887Ⅲ 労審法26 II 破産法12Ⅲ 民再法17Ⅲ 会社更生法12Ⅲ 更生特例法11、 176 承認援助法14Ⅲ	〃	〃	〃	〃	〃
(17) 専門委員に対す	民訴法92の6、	〃	〃	〃	〃	〃

る除斥又は忌避の申立て	23、24 非訟法15、11、12					
(18) 知的財産に関する事件における裁判所調査官に対する除斥又は忌避の申立て	民訴法92の9、23、24		〃	〃	〃	〃
(19) 公示による意思表示又は公示送達 of 許可の申立て	民法98 接収不動産法10 民執規20	サ	〃		〃	〃
(20) 訴えの提起前における証拠収集処分 of 申立て	民訴法132の4		〃		〃	〃
(21) 秘匿決定 of 申立て	〃 133 I 家事法38の2 子奪取条約実施法69の2 性的姿態撮影等処罰法37、35 I	サ	〃	ウ	〃	〃
(22) 秘匿事項記載部分 of 閲覧等の制限 of 申立て	民訴法133の2 II 性的姿態撮影等処罰法37、35 II	〃	〃	〃	〃	〃
(23) 秘匿決定等 of 取消し of 申立て	民訴法133の4 I 家事法38の2 子奪取条約実施法69の2 性的姿態撮影等処罰法37、35 II	〃	〃	〃	〃	〃
(24) 秘匿決定等により閲覧等が制限される部分 of 閲覧等の許可 of 申立て	民訴法133の4 II 家事法38の2 子奪取条約実施法69の2 性的姿態撮影等処罰法37、35 II	〃	〃	〃	〃	〃
(25) 対象姿態等該当部分 of 閲覧等の制限 of 申立て	〃 37、36 I	〃	〃	〃	〃	〃
(26) 文書提出命令 of 申立て	民訴法219 非訟法53 家事法64、258 子奪取条約実施法86	〃	〃	〃	〃	〃
(27) 証拠保全 of 申立て	民訴法234	〃	〃	〃	〃	〃
(28) 原判決の一部に	〃 294、323		〃	〃	〃	〃

ついでに仮執行の 宣言の申立て						
(29) 支払督促に對する 仮執行宣言の申 立て	〃 391	サ			〃	〃
(30) 強制執行又は保 全執行の停止、執 行処分取消しの申 立て	〃 403 民執法36、38、 194 民保法27、40、 41IV、46 非訟法84 家事法104 船責法35、36、 38、96 油賠法38、43 VI、51VI 子奪取条約実施 法118、120	〃	モ	ウ	〃	〃
(31) 査証の命令の申 立て	特許法105の2 I	〃	〃	〃	〃	〃
(32) 査証報告書の不 開示の申立て	〃 105の2の6 II	〃	〃	〃	〃	〃
(33) 秘密保持命令の 申立て	〃 105の4 不正競争防止法 10 著作権法114の6 等	〃	〃	〃	〃	〃
(34) 秘密保持命令の 取消しの申立て	特許法105の5 不正競争防止法 11 著作権法114の7 等	〃	〃	〃	〃	〃
(35) 高等裁判所に対 する制限行為能力 者の訴訟代理人等 選任の申立て	人訴法13 家事法23 子奪取条約実施 法51			〃	〃	〃
(36) 高等裁判所に対 する家庭裁判所調 査官及び家事調停 委員に對する除斥 の申立て	人訴法34の2 民訴法23 家事法16、10 子奪取条約実施 法42、38			〃	〃	〃
(37) 原裁判の執行の 停止その他必要な 処分の申立て	非訟法72 家事法95 I、 101 子奪取条約実施 法109 I、115、	サ	モ	〃	〃	〃

	128、129Ⅲ					
(38) 地方裁判所に対する簡易裁判所がした除権決定の取消しの申立て	非訟法108		〃		〃	〃
(39) 民事調停委員に対する除斥の申立て	民調法9 非訟法11	サ	〃	ウ	〃	〃
(40) 民事調停官に対する除斥又は忌避の申立て	民調法23の4 非訟法11、12	〃	〃		〃	〃
(41) 労働審判員に対する除斥の申立て	労審法11 非訟法11		〃		〃	〃
(42) 執行文の付与等に関する異議の申立て	民執法32 民保法46	サ	〃	ウ	〃	〃
(43) 船舶執行等の申立て前の船舶国籍証書等の引渡命令の申立て	民執法115、189 民執規84、97、 98、98の2、 175、176、 177、177の2		〃		〃	〃
(44) 高等裁判所に対する保全命令の申立て	民保法12、13			ウ	〃	〃
(45) 保全異議の申立て	〃 26	サ	モ	〃	〃	〃
(46) 起訴命令の申立て	〃 37 I 破産法172IV 民再法134の5IV	〃	〃	〃	〃	〃
(47) 保全取消しの申立て	民保法37Ⅲ、 Ⅶ、38、39 破産法172IV 民再法134の5IV	〃	〃	〃	〃	〃
(48) 高等裁判所に対する配偶者暴力等に関する保護命令の申立て	配偶者暴力防止 法12 I、28の2			〃	〃	〃
(49) 配偶者暴力等に関する保護命令の効力の停止の申立て	〃 16Ⅲ、28の2		モ	〃	〃	〃
(50) 配偶者暴力等に関する保護命令の取消しの申立て	〃 17 I、28の2		〃	〃	〃	〃
(51) 配偶者暴力等に関する子への接近	〃 17Ⅲ、28の2		〃	〃	〃	〃

禁止命令等の取消 しの申立て						
(52) 高等裁判所に対 する審判前の保全 処分に関連する申 立てで家事雑事件 (審判前の保全処 分に関する事件に 限る。)に該当す るもの				〃	〃	〃
(53) 高等裁判所に対 する推定相続人の 廃除の審判又はそ の取消しの審判の 確定前の遺産の管 理に関する処分の 取消しの申立て	家事法189			〃	〃	〃
(54) 高等裁判所に対 する遺産の換価を 命ずる裁判の取消 しの申立て	〃 194Ⅲ、207、 附則5Ⅲ			〃	〃	〃
(55) 高等裁判所に対 する遺産の換価を 命ずる裁判に関し て選任された財産 の管理者の権限外 行為許可の申立て	〃 194Ⅷ、附則5 Ⅲ 民法28			〃	〃	〃
(56) 高等裁判所に対 する遺産の換価を 命ずる裁判に関し て選任された財産 の管理者に対する 報酬付与の申立て	家事法194Ⅷ、 附則5Ⅲ 民法29			〃	〃	〃
(57) 否認の請求	破産法173 民再法135 会社更生法95 更生特例法60、 226		モ		請求書	〃
(58) 役員等の責任に 基づく損害賠償請 求権等の査定の申 立て	破産法178、244 の11 会社法545 民再法143 会社更生法100 更生特例法63、 229		〃		申立書	〃
(59) 担保権消滅の許	破産法186		〃		〃	〃

可の申立て	民再法148 会社更生法104 更生特例法64、 230					
(60) 免責取消しの申立て	破産法254		〃		〃	〃
(61) 復権の申立て	〃 256		〃		〃	〃
(62) 価額決定の請求	民再法149 会社更生法105 更生特例法64、 230		〃		請求書	〃
(63) 計画遂行が極めて困難となった場合の免責の申立て	民再法235		〃		申立書	〃
(64) 仮登記を命ずる処分の申立て	不登法108		〃		〃	〃
(65) 抵当証券の交付に関する異議の申立て	抵当証券法7		〃		〃	〃
(66) 行政庁の訴訟参加の申立て	行訴法45、23	サ	〃	ウ	〃	〃
(67) 裁判外の文書の送達の囑託	民訴条約等実施法6、29		〃		申請書	〃
(68) 執行認許の請求の囑託の申立て	〃 11	サ	〃	ウ	申立書	〃
(69) 執行認許の請求又は申立て	〃 14		〃		請求書 申立書	〃
(70) 高等裁判所に対する終局決定の変更の申立て	子奪取条約実施法117			ウ	申立書	〃
(71) 高等裁判所に対する出国禁止命令の申立て	〃 122Ⅲ、Ⅰ			〃	〃	〃
(72) 高等裁判所に対する出国禁止命令の取消しの申立て	〃 129Ⅰ			〃	〃	〃
(73) 保全開示命令の申立て	消費者裁判手続特例法9Ⅰ		モ	〃	〃	〃
(74) 簡易確定手続開始の申立期間の伸長の申立て	〃 16		〃		〃	〃
(75) 情報開示命令の申立て	〃 32Ⅰ		〃		〃	〃
(76) 個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担の申立て	〃 51Ⅲ		〃		〃	〃

(77) 個別費用の負担の申立て	〃 52 I		〃		〃	〃
(78) 提供命令の申立て	情報流通プラットフォーム対処法15		〃		〃	〃
(79) 消去禁止命令の申立て	〃 16		〃		〃	〃
(80) 暫定保全措置命令に係る違反金支払命令の取消しの申立て	仲裁法49VII		〃		〃	〃
63 人身保護雑事件	人身法8等		人モ	人ウ	申立書 請求書	人身保護雑事件簿
64 執行雑事件						
(1) 執行異議の申立て	民執法11、167の4II 民保法46		サ	ヲ	ウ	申立書 執行雑事件簿 (簡裁、高裁は民事雑事件簿)
(2) 裁判所書記官の処分に対する異議の申立て	民執法14II、47IV、49V、62III、64VI、78VI、121、188、189 民執規84、97、98、98の2、175、176、177、177の2			〃		〃 執行雑事件簿
(3) 強制執行等続行のための特別代理人選任の申立て	民執法41、194 民保法46		サ	〃	ウ	〃 (簡裁、高裁は民事雑事件簿)
(4) 執行費用額確定処分の申立て	民執法42IV、194、203、211		〃	〃		〃 (簡裁は民事雑事件簿)
(5) 執行費用額確定処分に対する異議の申立て	〃 42V、194、203、211		〃	〃		〃 (〃)
(6) 二重開始決定に基づく手続の続行決定の申立て	〃 47、111、121、188、189 民執規84、97、98、98の2、175、176、177、177の2 民保法47			〃		〃 執行雑事件簿
(7) 売却等のための保全処分等の申立て	民執法55 I、55の2、68の2 I、IV、77 I、II、121、187 I、			〃		〃



	V、188、189 民執規84、175				
(8) 売却等のための 保全処分等決定の 取消し又は変更の 申立て	民執法55V、68 の2Ⅲ、77Ⅱ、 121、187Ⅳ、 V、188、189 民執規84、175		〃	〃	〃
(9) 内覧実施命令の 申立て	民執法64の2Ⅰ		〃	〃	〃
(10) 不動産等の損傷 による売却許可決 定の取消しの申立 て	民執法75、 121、188、189 民執規84、97、 98、98の2、 175、176、 177、177の2		〃	〃	〃
(11) 売却不動産等の 引渡命令の申立て	民執法83、 121、188、189 民執規84、175		〃	〃	〃
(12) 建物使用の許可 又は収益等の分与 の申立て	民執法97Ⅰ、98 Ⅰ、188 民保法47		〃	〃	〃
(13) 建物使用の許可 又は収益等の分与 の決定の取消し又 は変更の申立て	民執法97Ⅱ、98 Ⅱ、188 民保法47		〃	〃	〃
(14) 保管人選任の申 立て	民執法116、 162、189、193 民執規84、175 民保法48、52 民保規34		〃	〃	〃
(15) 保証提供による 船舶強制競売等の 手続取消しの申立 て	民執法117、189 民執規84、175		〃	〃	〃
(16) 船舶等の航行の 許可の申立て	民執法118、189 民執規84、175 民保法48、52 民保規34		〃	〃	〃
(17) 差押物又は仮差 押物の引渡命令の 申立て	民執法127、192 民執規97、98、 98の2、176、 177、177の2 民保法49、52		〃	〃	〃
(18) 差押禁止動産又 は仮差押禁止動産 の範囲変更の申立	民執法132Ⅰ 民保法49		〃	〃	〃

て						
(19) 差押禁止動産又は仮差押禁止動産の範囲変更決定の取消しの申立て	民執法132Ⅱ 民保法49		〃		〃	〃
(20) 先取特権等によって担保される債権の差押え又は仮差押えの登記等の嘱託の申立て	民執法150、167の14Ⅰ、193 民保法50、52	サ	〃	ウ	〃	〃 (簡裁、高裁は民事雑事件簿)
(21) 差押禁止債権又は仮差押禁止債権の範囲変更の申立て	民執法153Ⅰ、167の8Ⅰ 民保法50	〃	〃	〃	〃	〃 (〃)
(22) 差押禁止債権又は仮差押禁止債権の範囲変更決定の取消しの申立て	民執法153Ⅱ、167の8Ⅱ 民保法50	〃	〃	〃	〃	〃 (〃)
(23) 転付命令の申立て	民執法159、167の10、193		〃		申立書 移行決定書	執行雑事件簿
(24) 譲渡命令等の申立て	〃 161、167、167の10、193		〃		申立書 移行決定書	〃
(25) 供託命令の申立て	〃 161の2、167、167の10、193		〃		申立書 移行決定書	〃
(26) 移転登記等の嘱託の申立て	〃 164、167の14Ⅰ、193 民保法50、52	サ	〃	ウ	申立書	〃 (簡裁、高裁は民事雑事件簿)
(27) 転付命令等のための移行の申立て	民執法167の10	〃			〃	民事雑事件簿
(28) 不動産の引渡し等の強制執行における自動車等の売却の申立て	〃 168		ヲ		〃	執行雑事件簿
(29) 目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行の申立て	〃 170		〃		〃	〃
(30) 代替執行の申立て	〃 171Ⅰ	サ	〃	ウ	〃	〃 (簡裁、高裁は民事雑事件簿)
(31) 代替執行等費用支払の申立て	〃 171Ⅳ、174Ⅴ	〃	〃	〃	〃	〃 (〃)
(32) 間接強制の申立て	〃 167の15Ⅰ、167の16、172Ⅰ、173Ⅰ、174	〃	〃	〃	〃	〃 (〃)

	I ②					
(33) 間接強制決定の変更等の申立て	〃 167の15Ⅲ、 IV、172Ⅱ	〃	〃	〃	〃	〃 (〃)
(34) 執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立て	〃 174 I ①	〃	〃	〃	〃	〃 (〃)
(35) 第三者の占有する場所での執行の許可の申立て	〃 175Ⅲ	〃	〃	〃	〃	〃 (〃)
(36) 債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定の申立て	〃 175Ⅵ	〃	〃	〃	〃	〃 (〃)
(37) 動産競売開始の許可の申立て	〃 190Ⅱ		〃		〃	執行雑事件簿
(38) 船舶国籍証書等の再取上命令の申立て	民執規81、84、 174、175 民保規33、34 民保法52		〃		〃	〃
(39) 執行停止中の自動車、建設機械及び小型船舶の売却の申立て	民執規96の3、 98、98の2		〃		〃	〃
(40) 自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行又は保全執行の申立てが取り下げられた場合等の売却の申立て	〃 96の4、98、 98の2 民保規38、39 民保法52		〃		〃	〃
(41) 船舶占有者に対する船舶国籍証書等の引渡命令の申立て	民執規174、 175、176、 177、177の2		〃		〃	〃
(42) 強制管理の方法による不動産に対する仮差押えの執行の申立て	民保法47		〃		〃	〃
(43) 船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による船舶等に対する保全執行の申立て	〃 48、52 民保規34、35、 39		〃		〃	〃
(44) 保全執行の取消しの申立て	民保法51、57	サ	〃	ウ	〃	〃 (簡裁、高裁は

						民事雑事件簿)
(45) 保全執行がされた自動車、建設機械及び小型船舶の売却の申立て	民保規37、39 民保法52		〃		〃	執行雑事件簿
(46) 処分禁止の登記等の抹消の嘱託の申立て	民保規48	サ	〃	ウ	〃	〃 (簡裁、高裁は民事雑事件簿)
(47) 追徴保全命令の執行の申立て	組織的犯罪処罰法44、73 I 麻薬特例法20 III、23	〃	〃	〃	〃	〃 (〃)
(48) 執行官の処分又はその遅怠に対する不服の申立て	執行官法5		〃		〃	執行雑事件簿
(49) 換価命令の申立て	電話質法11		〃		〃	〃
(50) 強制執行等続行の決定の申請	滞納強制調整法8、17、19、20、20の8、20の10、20の11		〃		申請書	〃
(51) 売却代金の残余の交付	〃 18、19、20の9、20の11、34、35、36の12、36の14		〃		通知書	〃
(52) 滞納処分続行承認の決定の請求	〃 25、33、35、36、36の11、36の13、36の14		〃		請求書	〃
(53) 土地収用補償金等の交付	土地収用法96		〃		通知書	〃
(54) 都市再開発権利変換補償金等の交付	都市再開発法94		〃		〃	〃
(55) マンション建替権利変換補償金等の交付	マンション再生法78、152、154、163の45		〃		〃	〃
(56) 密集市街地整備権利変換補償金等の交付	密集市街地整備法227 都市再開発法94		〃		〃	〃
(57) 日米協定に伴う民事特別法5条による動産引渡しの申立て	民特法5		〃		申立書	〃

(注)

- 1 通常訴訟事件以外の各事件の差戻し、移送等における事件番号の付け方の基準は、通常訴訟事件に準ずる。

2 人身保護雑事件における事件の種類及び事件番号の付け方の基準は、民事雑事件に準ずる。

別表第2 (行政事件)

事 件 の 種 類	基 本 法 条	記 録 符 号			事 件 番 号 の 付 け 方 の 基 準 と な る も の	事 件 簿
		簡 裁	地 裁	高 裁		
1 訴訟事件 受理区分例 訴えの提起 反訴の提起 参加の申出 選定者に係る請求の 追加 原判決取消差戻し、 同破棄差戻し、同取 消移送、同破棄移送 移送 回付	行訴法2、18、 19 民訴法146 〃 47、49、51、 52 〃 144 〃 307、308、 309、325 行訴法12V、 13、15VII 民訴法16、17		行 ウ	行 ケ	訴状 〃 申出書 追加書 上訴審の裁判 書 決定書 回付書	行政訴訟事件簿
2 再審事件	〃 338、349 行訴法34等		行 オ	行 ソ	訴状 申立書	行政再審事件簿
3 控訴提起事件	民訴法281、 286、293 I、III		行 ヌ		控訴状 附帯控訴状	行政控訴提起事 件簿
4 控訴事件 受理区分例 控訴等 仮執行の原状回復及 び損害賠償の申立て	〃 281、293 I 〃 260			行 コ	原判決書 附帯控訴状 申立書	行政控訴事件簿
5 飛躍上告提起事件 及び上告提起事件	民訴法311 II、 314 公選法25		行 エ		上告状 附帯上告状	行政飛躍上告提 起事件及び行政 上告提起事件簿
6 上告提起事件	民訴法311 I、			行	上告状	行政上告提起事

	314			サ	附带上告状	件簿
7 特別上告提起事件	〃 327、314			行 シ	上告状 附带上告状	行政特別上告提起事件簿
8 抗告提起事件	〃 328、331、 286 〃 330、331、 314 〃 336、327、 314 民執法10等			行 力	抗告状	行政抗告提起事件簿
9 抗告事件	民訴法328、 329、330 民執法10 民保法41 行訴法15等			行 ス	原裁判書	行政抗告事件簿
10 特別抗告提起事件	民訴法336、 327、314			行 セ	抗告状	行政特別抗告提起事件簿
11 飛躍上告受理申立て事件	〃 318、311Ⅱ、 314			行 ネ	申立書	行政飛躍上告受理申立て事件簿
12 上告受理申立て事件	〃 318、314			行 ノ	申立書	行政上告受理申立て事件簿
13 許可抗告申立て事件	〃 337			行 ハ	申立書	行政許可抗告申立て事件簿
14 共助事件	〃 89、185 民訴規39等	行 ア	行 キ		囑託書	行政共助事件簿
15 雑事件						
(1) 移送の申立て	行訴法12V、13 民訴法16、17、 19 民保法28、40		行 ク	行 タ	申立書	行政雑事件簿
(2) 被告変更の申立て	行訴法15		〃	〃	〃	〃
(3) 国又は公共団体に対する請求への訴えの変更	〃 21		〃	〃	〃	〃

	の申立て					
(4)	第三者の訴訟 参加の申立て	〃 22		〃	〃	〃
(5)	行政庁の訴訟 参加の申立て	〃 23		〃	〃	〃
(6)	執行停止の申 立て	〃 25		〃	〃	〃
(7)	執行停止の取 消しの申立て	〃 26		〃	〃	〃
(8)	仮の義務付け 又は仮の差止め の申立て	〃 37の5 I、II		〃	〃	〃
(9)	仮の義務付け 又は仮の差止め の取消しの申立 て	〃 37の5IV、26		〃	〃	〃
(10)	保全命令の申 立て	民保法13		〃	〃	〃
(11)	労働組合法27 条の20による緊 急命令又はその 取消し若しくは 変更の申立て	労組法27の20		〃	〃	〃
(12)	私的独占の禁 止及び公正取引 の確保に関する 法律85条により 東京地方裁判所 の専属管轄とさ れた申立て又は 通知	独禁法85、70の 4、70の5、97、 98		〃	申立書 通知書	〃
(13)	憲法改正の効 果の発生の停止 の申立て	憲法改正手続法 133		行 夕	申立書	〃
(14)	出入国管理及	出入国管理法31、	行	行	請求書	〃



び難民認定法31条等による臨検等の許可状の請求	37の5 児童虐待防止法9の3 I	イ	ク			(令状請求事件簿)
(15) 警察官職務執行法3条による保護許可状の請求	警察官職執法3	〃			〃	〃 (〃)
(16) 秘匿決定の申立て	性的姿態撮影等 処罰法35 I、37		行 ク	行 タ	申立書	行政雑事件簿
(17) 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立て	〃 35 II、37 民訴法133の2 II		〃	〃	〃	〃
(18) 秘匿決定等の取消しの申立て	性的姿態撮影等 処罰法35 II、37 民訴法133の4 I		〃	〃	〃	〃
(19) 秘匿決定等により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立て	性的姿態撮影等 処罰法35 II、37 民訴法133の4 II		〃	〃	〃	〃
(20) 対象姿態等該当部分の閲覧等の制限の申立て	性的姿態撮影等 処罰法36 I、37		〃	〃	〃	〃
(21) 一時保護状の請求	児福法33 III	行 イ	〃		請求書	〃 (令状請求事件簿)
(22) 一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求	〃 33 VII ただし書		〃		〃	行政雑事件簿

(注)

- 1 訴訟事件以外の各事件の差戻し、移送等の場合における事件番号の付け方の基準は、訴訟事件に準ずる。
- 2 雑事件における事件の種類及び事件番号の付け方の基準は、(1)から(22)までのほか、民事雑事件及び執行雑事件に準ずる。

別表第3 (刑事事件)

事件の種類	基本法条	記録符号			事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
		簡裁	地裁	高裁		
1 略式事件	刑訴法461	い			起訴状	略式事件簿
2 公判請求事件 (高等裁判所第一審事件を含む。) 受理区分例 検察官の起訴 略式命令又は交通事件即決裁判の不適法又は不相当 正式裁判の請求  原判決破棄差戻し、同破棄移送、原決定取消し 移送、併合  回付 管轄の移転 起訴強制手続による 審判に付する決定	 " 256 " 463 交通裁判法6  刑訴法465 交通裁判法13 没収応措法8  刑訴法398、399、400、412、413、426 " 4、5、7、8、19、330、332  " 17、18 " 266	ろ	わ	の	 " "  請求書  上訴審の裁判書  決定書  回付書 決定書 "	刑事公判請求事件簿
3 控訴事件	" 372、412、413			う	原判決書 上訴審の裁判書	刑事控訴事件簿
4 抗告事件	" 419、420 裁判員法3Ⅵ、3の2Ⅱ、71Ⅲ、72Ⅳ、113 犯罪被害者保護法17、20、21、			く	原決定書 抗告受理決定書	刑事抗告事件簿

	22、28、34Ⅲ、 40、41、42、 43、44 没収応措法3 Ⅵ、13Ⅲ 組織的犯罪処罰 法52Ⅰ、63 少年法32、32の 4Ⅵ 刑補法19Ⅰ本文 国際刑事裁判所 協力法41等					
5 決定に対する異議 申立て事件	刑訴法428 刑補法19Ⅰた だし書			け	申立書	決定に対する異 議申立て事件簿
6 抗告受理申立て事 件	少年法32の4Ⅰ			ら	〃	少年保護抗告受 理申立て事件簿
7 証人尋問請求事件	刑訴法226、227	は	か		請求書	証人尋問請求事 件簿
8 証拠保全請求事件	〃 179	に	よ		〃	証拠保全請求事 件簿
9 再審請求事件	〃 435、436	ほ	た	お	〃	刑事再審請求事 件簿
10 共助事件	〃 43、66、125、 142、163、393 等	へ	れ		嘱託書	刑事共助事件簿
11 刑事補償請求事件	刑補法 1	と	そ	ま	請求書	刑事補償請求事 件簿
12 起訴強制事件	刑訴法262		つ		〃	起訴強制事件簿
13 訴訟費用免除申立 て事件	〃 500	ち	ね	ふ	申立書	訴訟費用免除申 立て事件簿
14 交通事件即決裁判 手続請求事件	交通裁判法4	り			起訴状	交通事件即決裁 判手続請求事件 簿
15 費用補償請求事件	刑訴法188の2、	ぬ	な	や	請求書	費用補償請求事

	188の4					件簿
16 訴訟費用負担請求事件	〃 187の2	こ	え		〃	訴訟費用負担請求事件簿
17 刑事損害賠償命令事件	犯罪被害者保護法24、26		損		申立書	刑事損害賠償命令事件簿
18 雑事件						
(1) 審判の併合並びに管轄の指定及び移転の請求	刑訴法8、15、17	る	む	て	請求書	刑事雑事件簿
(2) 移送の請求	〃 19	〃	〃	〃	〃	〃
(3) 裁判官又は裁判所書記官に対する忌避及び回避の申立て	〃 21、26 刑訴規13、15	〃	〃	〃	申立書	〃
(4) 接見禁止等の請求	刑訴法81	〃	〃	〃	請求書	〃
(5) 勾留理由開示の請求	〃 82	〃	〃	〃	〃	〃
(6) 勾留取消しの請求	〃 87、91	〃	〃	〃	〃	〃
(7) 保釈の請求	〃 88、91	〃	〃	〃	〃	〃
(8) 保釈取消しの請求	〃 96 I、IV 98の10、342の8 I ②、345の3	〃	〃	〃	〃	〃
(9) 勾留執行停止の取消しの請求	〃 96 I、IV 98の10、342の8 I ③、345の3	〃	〃	〃	〃	〃
(10) 保釈保証金没取の請求	〃 96VII	〃	〃	〃	〃	〃
(11) 監督者の解任の請求	〃 98の8	〃	〃	〃	〃	〃
(12) 押収物仮還付の請求	〃 123、513	〃	〃	〃	〃	〃
(13) 訴訟法上の令状の請求	〃 168、199、204、205、	〃	〃	〃	〃	〃（令状請求事件簿）

	210、218、342 の8 I ①等					
(14) 勾留状に代わる もの等の交付の請 求	〃 207の2、 224Ⅲ 刑訴規278の2	〃	〃	〃	〃	刑事雑事件簿
(15) 個人特定事項の 通知の請求	刑訴法207の3、 224Ⅲ、271の5 I、II、312の 2 刑訴規278の3	〃	〃	〃	〃	〃
(16) 起訴前の勾留延 長の請求	刑訴法208	〃	〃	〃	〃	〃（令状請求事 件簿）
(17) 起訴前の勾留再 延長の請求	〃 208の2	〃	〃	〃	〃	〃（〃）
(18) 刑事訴訟法 2 2 2条7項の処分の 請求	〃 222、513	〃	〃		〃	刑事雑事件簿
(19) 証人等の氏名及 び住居等の開示に 関する裁定の請求	〃 299の5 I、II、 316の23Ⅲ	〃	〃	て	〃	〃
(20) 証拠開示に関す る裁定の請求	〃 316の25 I、 316の26 I	〃	〃	〃	〃	〃
(21) 一時出国の許可 の請求	〃 342の3、345 の3、494の4	〃	〃	〃	〃	〃
(22) 一時出国の許可 の取消しの請求	〃 342の7 II、 345の3、494の4	〃	〃	〃	〃	〃
(23) 帰国等保証金没 取の請求	〃 342の7IV、 345の3、494の4	〃	〃	〃	〃	〃
(24) 出国禁止命令の 請求	〃 345の2 I、II、 494の3	〃	〃	〃	〃	〃
(25) 出国禁止命令の 取消しの請求	〃 345の4、494 の4	〃	〃	〃	〃	〃
(26) 仮納付の裁判の 請求	〃 348	〃	〃	〃	〃	〃
(27) 刑の執行猶予言	〃 349	〃	〃		〃	〃

渡取消しの請求						
(28) 刑法52条の刑の決定の請求	〃 350	〃	〃	て	〃	〃
(29) 上訴権回復（刑事訴訟法428条2項の異議申立ての場合を含む。）の請求	〃 362	〃	〃	〃	〃	〃
(30) 準抗告	〃 429、430 組織的犯罪処罰法52Ⅱ 通信傍受法33 刑訴記録法8	〃	〃	〃	〃	〃
(31) 正式裁判請求権回復の請求	刑訴法467、362	〃			〃	〃
(32) 拘置状の請求	〃 494の5	〃	む	て	〃	〃（令状請求事件簿）
(33) 拘置理由開示の請求	〃 494の8、82	〃	〃	〃	〃	刑事雑事件簿
(34) 拘置取消しの請求	〃 494の8、87	〃	〃	〃	〃	〃
(35) 拘置執行停止の取消しの請求	〃 494の8、96Ⅰ	〃	〃	〃	〃	〃
(36) 裁判の疑義の解釈の申立て	〃 501	〃	〃	〃	申立書	〃
(37) 裁判の執行の異議の申立て	〃 502	〃	〃	〃	〃	〃
(38) 裁判の執行に関する令状の請求	〃 509、515、民訴法189、非訟法121等	〃	〃	〃	請求書	〃（令状請求事件簿）
(39) 検察官に対し訴訟行為をする者のための法定期間延長の請求	刑訴規66の2	〃	〃	〃	〃	刑事雑事件簿
(40) 対象事件からの	裁判員法3Ⅰ、3		〃		〃	〃

除外の請求	の2 I					
(41) 裁判員法上の異議の申立て	〃 35、42、94		〃		申立書	〃
(42) 裁判員等の解任の請求	〃 41		〃		請求書	〃
(43) 裁判員法43条2項の通知に基づく裁判員等の解任	〃 43Ⅲ		〃		通知書	〃
(44) 区分審理決定の請求	〃 71 I		〃		請求書	〃
(45) 区分審理決定の取消し又は変更の請求	〃 72 I、II		〃		〃	〃
(46) 選任予定裁判員の選定の取消しの請求	〃 93		〃		〃	〃
(47) 刑事和解の申立て	犯罪被害者保護法19	る	〃	て	申立書	〃 (刑事和解事件簿)
(48) 刑事和解に関する申立てで民事雑事件に該当するもの		〃	〃	〃	〃	刑事雑事件簿 (刑事和解雑事件簿) (地裁は刑事雑事件簿 (刑事和解等雑事件簿))
(49) 刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当するもの			〃		〃	刑事雑事件簿 (刑事和解等雑事件簿)
(50) 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法等による参加の申立て	没収応措法3	る	〃		〃	刑事雑事件簿
(51) 第三者の権利の存続の請求	組織的犯罪処罰法18Ⅳ	〃	〃	て	請求書	〃

	麻薬特例法16Ⅲ 不正競争防止法 32Ⅲ 金融商品取引法 209の4Ⅳ等					
(52) 没収及び追徴の 保全手続に係る請 求又は申立て	組織的犯罪処罰 法22、42等 麻薬特例法19、 20 不正競争防止法 35、36	〃	〃	〃	請求書 申立書	〃
(53) 没収及び追徴の 裁判の執行及び保 全についての国際 共助手続に係る請 求	組織的犯罪処罰 法62、66、67等	〃	〃	〃	請求書	〃
(54) 傍受令状の請求	通信傍受法4		〃		〃	〃（令状請求事 件簿）
(55) 傍受ができる期 間の延長の請求	〃 7		〃		〃	〃（〃）
(56) 通信の当事者に 対する通知期間の 延長の請求	〃 30		〃		〃	刑事雑事件簿
(57) 傍受の原記録の 聴取及び閲覧等の 請求	〃 32		〃		〃	〃
(58) 少年法による観 護状の請求	少年法43	る	〃	て	〃	〃（令状請求事 件簿）
(59) 少年法による観 護措置の取消しの 請求	〃 45	〃	〃		〃	刑事雑事件簿
(60) 更生保護法等に よる引致状の請求	更生保護法63	〃	〃		〃	〃（令状請求事 件簿）
(61) 国税通則法等に よる令状の請求	通則法132、147 関税法121、136	〃	〃		〃	〃（〃）



	等					
(62) 検察審査会法37条2項による証人の召喚の請求	検審査法37	〃			〃	刑事雑事件簿
(63) 日米協定に伴う刑事特別法15条1項による証人の出頭命令の嘱託、同法16条1項による証人の勾引の嘱託等	刑特法15Ⅰ、16 国連刑特法7Ⅰ、8等	〃	む		嘱託書	〃
(64) 日米協定に伴う刑事特別法上の証人出頭違反事件等の過料事件	刑特法15Ⅱ 国連刑特法7Ⅱ等		〃		通知書	〃
(65) 拘禁許可状等の請求	逃亡犯罪人引渡法5、25 国際刑事裁判所協力法21、35			て	請求書	〃（令状請求事件簿）
(66) 逃亡犯罪人等引渡審査の請求	逃亡犯罪人引渡法8 国際刑事裁判所協力法22			〃	〃	刑事雑事件簿
(67) 国際受刑者移送審査の請求	国際受刑者移送法8		む		〃	〃
(68) 国際刑事裁判所協力法上の請求又は申立て	国際刑事裁判所協力法40、43、45等		〃		請求書 申立書	〃

(注) 公判請求事件以外の各事件の差戻し、移送等における事件番号の付け方の基準は、公判請求事件に準ずる。

別表第4（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第13条に基づく没収の裁判の取消事件）

事件の種類	基本法条	記録符号			事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
		簡裁	地裁	高裁		
1 没収の裁判の取消請求事件	没収応措法13 I 組織的犯罪処罰法18VI、37、73 I 麻薬特例法16 IV 不正競争防止法32IV 金融商品取引法209の4VI等	収 い	収 ろ	収 に	請求書	没収取消請求事件簿
2 控訴事件	没収応措法13IV 組織的犯罪処罰法18VI、37、73 I 麻薬特例法16 IV 不正競争防止法32IV 金融商品取引法209の4VI等			収 ほ	原判決書	没収取消控訴事件簿

別表第5（家庭事件のうち家事事件及び訴訟等事件）

事件の種類	基本法条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
1 家事審判事件	家事法9、39、41 I、84、197、272、286、附則5 I	家	次の内訳表のとおり	家事審判事件簿
内訳表				
家事法別表第一関係				
成年後見				
(1) 後見開始		(家事法別表第一の1の項)		成年被後見人となるべき者
(2) 後見開始の審判の取消し（民法19条2項において準用する同条1項による場合を除く。）		(＃2の項)		成年被後見人
(3) 成年後見人の選任（民法843条1項による場合を除く。）		(＃3の項)		＃
(4) 成年後見人の辞任についての許可		(＃4の項)		成年後見人
(5) 成年後見人の解任		(＃5の項)		＃
(6) 成年後見監督人の選任		(＃6の項)		成年被後見人となるべき者又は成年被後見人
(7) 成年後見監督人の辞任についての許可		(＃7の項)		成年後見監督人
(8) 成年後見監督人の解任		(＃8の項)		＃
(9) 成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長		(＃9の項)		成年後見人
(10) 成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し		(＃10の項)		成年被後見人
(11) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可		(＃11の項)		＃
(12) 成年被後見人に関する特別代理人の選任		(＃12の項)		＃
(13) 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更		(＃12の2の項)		＃
(14) 成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与				成年後見人

		( # 13の項)	成年後見監督人
(15)	成年後見の事務の監督	( # 14の項)	成年被後見人
(16)	第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分	( # 15の項)	〃
(17)	成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	( # 16の項)	成年後見人
(18)	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	( # 16の2の項)	成年被後見人
	保佐		
(19)	保佐開始	( # 17の項)	被保佐人となるべき者
(20)	保佐人の同意を得なければならない行為の定め	( # 18の項)	被保佐人となるべき者又は被保佐人
(21)	保佐人の同意に代わる許可	( # 19の項)	被保佐人
(22)	保佐開始の審判の取消し（民法19条1項（同条2項において準用する場合を含む。）による場合を除く。）	( # 20の項)	〃
(23)	保佐人の同意を得なければならない行為の定め	( # 21の項)	〃
(24)	保佐人の選任（民法876条の2第1項による場合を除く。）	( # 22の項)	〃
(25)	保佐人の辞任についての許可	( # 23の項)	保佐人
(26)	保佐人の解任	( # 24の項)	〃
(27)	臨時保佐人の選任	( # 25の項)	被保佐人
(28)	保佐監督人の選任	( # 26の項)	被保佐人となるべき者又は被保佐人
(29)	保佐監督人の辞任についての許可	( # 27の項)	保佐監督人
(30)	保佐監督人の解任	( # 28の項)	〃
(31)	保佐人又は保佐監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	( # 29の項)	被保佐人
(32)	被保佐人の居住用不動産の処分についての許可	( # 30の項)	〃
(33)	保佐人又は保佐監督人に対する報酬の付与	( # 31の項)	保佐人 保佐監督人
(34)	保佐人に対する代理権の付与	( # 32の項)	被保佐人となる

			べき者又は被保 佐人
(35)	保佐人に対する代理権の付与の審判の取消し	( 〃 33の項)	被保佐人
(36)	保佐の事務の監督	( 〃 34の項)	〃
(37)	保佐に関する管理の計算の期間の伸長	( 〃 35の項)	保佐人
	補助		
(38)	補助開始	( 〃 36の項)	被補助人となる べき者
(39)	補助人の同意を得なければならない行為の定め	( 〃 37の項)	被補助人となる べき者又は被補 助人
(40)	補助人の同意に代わる許可	( 〃 38の項)	被補助人
(41)	補助開始の審判の取消し（民法18条3項及び19条1項（同条2 項において準用する場合を含む。）による場合を除く。）	( 〃 39の項)	〃
(42)	補助人の同意を得なければならない行為の定め の審判の取消し	( 〃 40の項)	〃
(43)	補助人の選任（民法876条の7第1項による場合を除く。）	( 〃 41の項)	〃
(44)	補助人の辞任についての許可	( 〃 42の項)	補助人
(45)	補助人の解任	( 〃 43の項)	〃
(46)	臨時補助人の選任	( 〃 44の項)	被補助人
(47)	補助監督人の選任	( 〃 45の項)	被補助人となる べき者又は被補 助人
(48)	補助監督人の辞任についての許可	( 〃 46の項)	補助監督人
(49)	補助監督人の解任	( 〃 47の項)	〃
(50)	補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその 取消し	( 〃 48の項)	被補助人
(51)	被補助人の居住用不動産の処分についての許可	( 〃 49の項)	〃
(52)	補助人又は補助監督人に対する報酬の付与	( 〃 50の項)	補助人 補助監督人
(53)	補助人に対する代理権の付与	( 〃 51の項)	被補助人となる べき者又は被補 助人

(54)	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	( 〃 52の項)	被補助人
(55)	補助の事務の監督	( 〃 53の項)	〃
(56)	補助に関する管理の計算の期間の伸長	( 〃 54の項)	補助人
不在者の財産の管理			
(57)	不在者の財産の管理に関する処分	( 〃 55の項)	不在者
失踪の宣告			
(58)	失踪の宣告	( 〃 56の項)	〃
(59)	失踪の宣告の取消し	( 〃 57の項)	〃
婚姻等			
(60)	夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	( 〃 58の項)	申立書
親子			
(61)	嫡出否認の訴えの特別代理人の選任	( 〃 59の項)	子
(62)	子の氏の変更についての許可	( 〃 60の項)	〃
(63)	養子縁組をするについての許可	( 〃 61の項)	養子となるべき者
(64)	養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可	( 〃 61の2の項)	〃
(65)	死後離縁をするについての許可	( 〃 62の項)	養子又は亡養子。ただし、亡養親又は養親が2人の場合は2件
(66)	特別養子縁組の成立	( 〃 63の項)	養子となるべき者
(67)	特別養子縁組の離縁	( 〃 64の項)	養子
親権			
(68)	子に関する特別代理人の選任	( 〃 65の項)	子
(69)	第三者が子に与えた財産の管理に関する処分	( 〃 66の項)	〃
(70)	親権喪失、親権停止又は管理権喪失	( 〃 67の項)	子。ただし、親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する親権者が2人の場合は2件
(71)	親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し	( 〃 68の項)	子。ただし、親権を喪失し、若しくは停止さ

		れ、又は管理権を喪失した親権者が2人の場合は2件
(72)	親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可 ( # 69の項)	子。ただし、親権又は管理権を辞し、又は回復する親権者が2人の場合は2件
未成年後見		
(73)	養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任 ( # 70の項)	養子
(74)	未成年後見人の選任 ( # 71の項)	未成年被後見人
(75)	未成年後見人の辞任についての許可 ( # 72の項)	未成年後見人
(76)	未成年後見人の解任 ( # 73の項)	//
(77)	未成年後見監督人の選任 ( # 74の項)	未成年被後見人
(78)	未成年後見監督人の辞任についての許可 ( # 75の項)	未成年後見監督人
(79)	未成年後見監督人の解任 ( # 76の項)	//
(80)	未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長 ( # 77の項)	未成年後見人
(81)	未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し ( # 78の項)	未成年被後見人
(82)	未成年被後見人に関する特別代理人の選任 ( # 79の項)	//
(83)	未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与 ( # 80の項)	未成年後見人 未成年後見監督人
(84)	未成年後見の事務の監督 ( # 81の項)	未成年被後見人
(85)	第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分 ( # 82の項)	//
(86)	未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長 ( # 83の項)	未成年後見人
扶養		
(87)	扶養義務の設定 ( # 84の項)	扶養権利者
(88)	扶養義務の設定の取消し ( # 85の項)	//
推定相続人の廃除		
(89)	推定相続人の廃除 ( # 86の項)	推定相続人
(90)	推定相続人の廃除の審判の取消し ( # 87の項)	廃除された推定

(91)	推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分 （＃ 88の項）	相続人 被相続人
相続財産の保存		
(92)	相続財産の保存に関する処分 （＃ 89の項）	被相続人
相続の承認及び放棄		
(93)	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長 （＃ 90の項）	期間伸長の対象となる相続人
(94)	限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理 （＃ 91の項）	申述人
(95)	限定承認の申述の受理 （＃ 92の項）	被相続人
(96)	限定承認の場合における鑑定人の選任 （＃ 93の項）	＃
(97)	相続の放棄の申述の受理 （＃ 95の項）	申述人
財産分離		
(98)	財産分離 （＃ 96の項）	被相続人
(99)	財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分 （＃ 97の項）	＃
(100)	財産分離の場合における鑑定人の選任 （＃ 98の項）	＃
相続人の不存在		
(101)	相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分 （＃ 99の項）	＃
(102)	相続人の不存在の場合における鑑定人の選任 （＃ 100の項）	＃
(103)	特別縁故者に対する相続財産の分与 （＃ 101の項）	申立人
遺言		
(104)	遺言の確認 （＃ 102の項）	確認の対象となる遺言
(105)	遺言書の検認 （＃ 103の項）	検認の対象となる遺言書。ただし、封書の場合は封書
(106)	遺言執行者の選任 （＃ 104の項）	執行の対象となる遺言書
(107)	遺言執行者に対する報酬の付与 （＃ 105の項）	遺言執行者
(108)	遺言執行者の解任 （＃ 106の項）	＃
(109)	遺言執行者の辞任についての許可 （＃ 107の項）	＃
(110)	負担付遺贈に係る遺言の取消し （＃ 108の項）	負担付遺贈
遺留分		



(111)	遺留分を算定するための財産の価額を定める場合における鑑定人の選任 (＃ 109の項)	被相続人
(112)	遺留分の放棄についての許可 (＃ 110の項)	申立人
任意後見契約法		
(113)	任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任 (＃ 111の項)	任意後見契約
(114)	任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任 (＃ 112の項)	＃
(115)	任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任 (＃ 113の項)	＃
(116)	任意後見監督人の職務に関する処分 (＃ 115の項)	＃
(117)	任意後見監督人の辞任についての許可 (＃ 116の項)	任意後見監督人
(118)	任意後見監督人の解任 (＃ 117の項)	＃
(119)	任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し (＃ 118の項)	任意後見契約
(120)	任意後見監督人に対する報酬の付与 (＃ 119の項)	任意後見監督人
(121)	任意後見人の解任 (＃ 120の項)	任意後見人
(122)	任意後見契約の解除についての許可 (＃ 121の項)	任意後見契約
戸籍法		
(123)	氏又は氏の振り仮名の変更についての許可 (＃ 122の項)	申立書。ただし、戸籍法107条4項により準用される場合は申立人
(124)	名又は名の振り仮名の変更についての許可 (＃ 122の項)	申立人
(125)	就籍許可 (＃ 123の項)	＃
(126)	戸籍の訂正についての許可 (＃ 124の項)	戸籍を訂正される者。ただし、戸籍を訂正される者が2人以上でも訂正原因が共通のものは1件
(127)	戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服 (＃ 125の項)	不服の対象である処分

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律		
(128)	性別の取扱いの変更 (＼ 126の項)	申立人
児童福祉法		
(129)	都道府県の措置についての承認 (＼ 127の項)	児童
(130)	都道府県の措置の期間の更新についての承認 (＼ 128の項)	＼
(131)	児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認 (＼ 128の2の項)	＼
(132)	児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認 (＼ 128の3の項)	＼
生活保護法等		
(133)	施設への入所等についての許可 (＼ 129の項)	被保護者
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律		
(134)	保護者の順位の変更及び保護者の選任 (＼ 130の項)	対象者
破産法		
(135)	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等 (＼ 131の項)	申立書
(136)	親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失 (＼ 132の項)	子。ただし、管理権を喪失する者が2人の場合は2件
(137)	破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理 (＼ 133の項)	相続の放棄をした者
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律		
(138)	遺留分の算定に係る合意についての許可 (＼ 134の項)	許可の対象となる合意
家事法別表第二関係		
婚姻等		
(1)	夫婦間の協力扶助に関する処分 (家事法別表第二の1の項)	申立書
(2)	婚姻費用の分担に関する処分 (＼ 2の項)	＼
(3)	子の監護に関する処分 (＼ 3の項)	子。ただし、子との交流については、子との交流の対象となる者ごとの子
(4)	財産の分与に関する処分 (＼ 4の項)	申立書
(5)	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定 (＼ 5の項)	＼

親子					
(6)	離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定 (＼ 6の項)			＼	
親権					
(7)	養子の離縁後に親権者となるべき者の指定 (＼ 7の項)			養子	
(8)	親権者の指定又は変更 (＼ 8の項)			子	
(9)	親権行使者の指定 (＼ 8の2の項)			＼	
扶養					
(10)	扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し (＼ 9の項)			扶養権利者	
(11)	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は 取消し (＼ 10の項)			＼	
相続					
(12)	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定 (＼ 11の項)			申立書	
遺産の分割					
(13)	遺産の分割 (＼ 12の項)			被相続人	
(14)	遺産の分割の禁止 (＼ 13の項)			＼	
(15)	寄与分を定める処分 (＼ 14の項)			申立人	
(16)	遺産の分割の禁止の審判の取消し又は変更 (家事法197条)			被相続人	
特別の寄与					
(17)	特別の寄与に関する処分 (家事法別表第二の15の項)			申立人。ただし、相手方が2人以上の場合は相手方	
厚生年金保険法					
(18)	請求すべき <sup>あん</sup> 按割合に関する処分 (＼ 16の項)			法律に定める対象期間	
生活保護法等					
(19)	扶養義務者の負担すべき費用額の確定 (＼ 17の項)			申立書	
2	家事調停事件	家事法9、244、257、258、41 I、274、附則5 I 子奪取条約実施 法144、145	家イ	(1) 家事法別表第二に掲げる事項に関する申立てについては、当該事項についての審判事件の場合	家事調停事件簿

合と同じ。ただし、次の  
(2)又は(3)の  
申立てに付随  
して申し立て  
られているも  
のについて  
は、事件番号  
を付けない。

(2) 家事法277  
条1項に規定  
する事項に関  
する申立てに  
ついては、確  
認又は形成の  
対象となる身  
分関係

(3) (1)、(2)及  
び(4)以外の  
家庭に関する  
申立てについ  
ては、申立  
書、調停に付  
する決定書、  
移送決定書等  
(ただし、1  
通の申立書等  
に離婚及び離  
縁の申立てが  
含まれている  
場合は2件)

(4) 子奪取条約  
実施法144条  
の規定により  
子の返還申立  
事件を家事調

			停に付した場合の家事調停事件については子	
3	人事訴訟事件 受理区分例 訴えの提起 反訴の提起 (その他の受理区分例の事件の種類及び事件番号の付け方の基準は別表第1の通常訴訟事件に準ずる。)	人訴法4、5、6 " 18	家ホ  訴状 "	人事訴訟事件簿
4	通常訴訟事件	民訴法134 人訴法17Ⅱ	家へ  訴状	民事通常訴訟事件簿
5	子の返還申立事件	子奪取条約実施法26、37、47Ⅰ	家ヌ  子	子の返還申立事件簿
6	家事抗告提起事件	家事法85、87 " 94、96、87 " 99、102、87 民訴法328、331、286 " 336、327、314 子奪取条約実施法101、103 " 113、116、103 民執法10 民保法41等	家ニ  抗告状	家事抗告提起事件簿
7	民事控訴提起等事件 受理区分例 控訴提起	民訴法281、	家ト  控訴状	民事控訴提起等事件簿

	飛躍上告提起	286、293 I、III 〃 311 II、314		附帯控訴状 上告状 附帯上告状 申立書	
	飛躍上告受理申立て	〃 318、311 II、 314			
8	再審事件	民訴法338、349 民執法10 民保法41 家事法103 子奪取条約実施 法119等	家チ	訴状 申立書	民事等再審事件 簿
9	保全命令事件	人訴法30 民保法13	家リ	申立書	保全命令事件簿
10	家事共助事件	家事法61、64、 260、263、289 民訴法185	家ハ	嘱託書	家事共助事件簿
		〃 89、185	〃	〃	〃 (訴訟事件等に 関する事件簿)
		子奪取条約実施 法82、86、 100、121 民訴法89、185	〃	〃	〃 (子の返還に関 する事件等に関 する事件簿)
11	家事雑事件（審判前の保全処分に関する事件に限る。）				
	(1) 審判前の保全処 分等の執行の停止 又は執行処分の取 消しの申立て	家事法111、113	家ロ	申立書	家事雑事件簿 (審判前の保全 処分に関する事 件簿)
	(2) 審判前の保全処 分の取消しの申立 て	〃 112	〃	〃	〃 ( 〃 )
	(3) 審判前の保全処 分を取り消す審判 における原状回復 の申立て	〃 115 民保法33	〃	〃	〃 ( 〃 )

(4) 財産の管理者の選任等の申立て	家事法126 I、134 I、143 I、158 I、242、200 I、附則5Ⅲ	〃	〃	〃 ( 〃 )
(5) 財産の管理者の後見等を受けることを命ずる申立て	〃 126 Ⅱ、134 Ⅱ、143 Ⅱ	〃	〃	〃 ( 〃 )
(6) 財産の管理者の権限外行為許可の申立て	〃 126Ⅷ、134 VI、143 VI、158Ⅲ、200Ⅳ、附則5Ⅲ 民法28	〃	〃	〃 ( 〃 )
(7) 財産の管理者に対する報酬付与の申立て	家事法126Ⅷ、134 VI、143 VI、158Ⅲ、200Ⅳ、附則5Ⅲ 民法29	〃	〃	〃 ( 〃 )
(8) 成年後見人、親権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て	家事法127、135、144、181、225、166 V、174、242、175 Ⅲ、215	〃	〃	〃 ( 〃 )
(9) 仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分の申立て	〃 157、158 Ⅱ、242、175 I、187、200 Ⅱ、Ⅲ、216の5、附則5 Ⅱ、Ⅲ	〃	〃	〃 ( 〃 )
(10) 養子となるべき者の監護者選任又は養子となるべき者の親権者等の職務執行停止若しくは職務代行者選任の申立て	〃 166 I	〃	〃	〃 ( 〃 )
12	家事雑事件（審判前の保全処分に関する事件以外の事件に限る。）			

(1) 移送の申立て	家事法9	家ロ	申立書	家事雑事件簿
(2) 裁判官に対する除斥又は忌避の申立て	〃 10、 11	〃	〃	〃
(3) 裁判所書記官に対する除斥又は忌避の申立て	〃 13、 10、 11	〃	〃	〃
(4) 参与員に対する除斥又は忌避の申立て	〃 14、 10、 11	〃	〃	〃
(5) 家事調停官に対する除斥又は忌避の申立て	〃 15、 10、 11	〃	〃	〃
(6) 家庭裁判所調査官及び家事調停委員に対する除斥の申立て	〃 16、 10	〃	〃	〃
(7) 特別代理人選任の申立て	〃 19	〃	〃	〃
(8) 制限行為能力者の手続代理人選任の申立て	〃 23	〃	〃	〃
(9) 裁判所書記官等に対する費用償還決定の申立て	〃 31 民訴法69	〃	〃	〃
(10) 手続費用の額の確定処分の申立て	家事法31、 32 II 民訴法71 I、 72、 73、 85	〃	〃	〃
(11) 手続費用負担決定の申立て	家事法31、 32 II、 79、 258 民訴法73、 85、 258	〃	〃	〃
(12) 裁判所書記官の処分に対する異議の申立て	家事法31、 37 民訴法71IV等	〃	〃	〃



(13) 手続上の救助の申立て	家事法32 I	〃	〃	〃
(14) 手続上の救助の取消し及び費用支払決定の申立て	〃 32 II 民訴法84	〃	〃	〃
(15) 秘匿決定の申立て	家事法38の2 民訴法133	〃	〃	〃
(16) 秘匿決定の取消しの申立て	家事法38の2 民訴法133の4 I	〃	〃	〃
(17) 秘匿決定により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立て	家事法38の2 民訴法133の4 II	〃	〃	〃
(18) 文書提出命令の申立て	家事法64、258 民訴法219	〃	〃	〃
(19) 原裁判の執行の停止その他必要な処分の申立て	家事法95 I、 101	〃	〃	〃
(20) 担保の取消決定の申立て	〃 95 III、115 民訴法79 民保法4	〃	〃	〃
(21) 担保の変換の申立て	家事法95 III、 115 民訴法80 民保法4	〃	〃	〃
(22) 強制執行の停止又は執行処分の取消しの申立て	家事法104	〃	〃	〃
(23) 財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の取消しの申立て	〃 125 VII、173、 180、194 VIII、 202 III、208、 附則5 III	〃	〃	〃
(24) 不在者の財産及び相続財産の管理	〃 147、190の2 II	〃	〃	〃

人の選任その他の不在者の財産及び相続財産の管理に関する処分の取消しの申立て				
(25) 収入及び資産の状況の情報開示命令の申立て	〃 152の2 I、184の2 I、258Ⅲ	〃	〃	〃
(26) 財産の状況の情報開示命令の申立て	〃 152の2 II、258Ⅲ	〃	〃	〃
(27) 特別養子適格の確認の申立て	〃 164の2	〃	養子となるべき者	〃
(28) 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の取消しの申立て	〃 189	〃	申立書	〃
(29) 遺産の換価を命ずる裁判の取消しの申立て	〃 194Ⅲ、207、附則5Ⅲ	〃	〃	〃
(30) 遺産の換価を命ずる裁判に関して選任された財産の管理者の権限外行為許可の申立て	〃 194Ⅷ、附則5Ⅲ 民法28	〃	〃	〃
(31) 遺産の換価を命ずる裁判に関して選任された財産の管理者に対する報酬付与の申立て	家事法194Ⅷ、附則5Ⅲ 民法29	〃	〃	〃
(32) 履行勧告の申出	家事法289 I	〃	申出書	〃
(33) 履行命令の申立て	〃 290 I、Ⅲ	〃	申立書	〃
(34) 執行文の付与等に関する異議の申立て	民執法32 民保法46	〃	〃	〃
(35) 代替執行の申立て	民執法171	〃	〃	〃
(36) 間接強制の申立	〃 167の15、167	〃	〃	〃

て	の16、172、 173、174 I ②			
(37) 執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立て	〃 174 I ①	〃	〃	〃
(38) 審判前の保全処分 の執行の申立て、 代替執行の申立て、 間接強制の申立て 又は執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立てに 関連する申立てで 民事雑事件に該当するもの		〃	〃	〃
(39) 審判前の保全処分 の執行の申立て、 代替執行の申立て、 間接強制の申立て 又は執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立てに 関連する申立てで 執行雑事件に該当するもの		〃	〃	〃
(40) 移送の申立て	人訴法7、8	〃	〃	〃  (訴訟事件等の民事雑事件に関する事件簿)
(41) 参与員に対する 除斥又は忌避の申立て	〃 10	〃	〃	〃 ( 〃 )
(42) 制限行為能力者の 訴訟代理人選任の申立て	〃 13	〃	〃	〃 ( 〃 )

(43) 家庭裁判所調査官に対する除斥の申立て	〃 34の2 民訴法23	〃	〃	〃 ( 〃 )
(44) 収入及び資産の状況の情報開示命令の申立て	人訴法34の3 I	〃	〃	〃 ( 〃 )
(45) 財産の状況の情報開示命令の申立て	〃 34の3 II	〃	〃	〃 ( 〃 )
(46) 履行勧告の申出	〃 38	〃	申出書	〃 ( 〃 )
(47) 履行命令の申立て	〃 39	〃	申立書	〃 ( 〃 )
(48) 人事訴訟、通常訴訟又は保全命令事件に関連する申立てで民事雑事件に該当するもの		〃	〃	〃 ( 〃 )
(49) 人事訴訟、通常訴訟又は保全命令事件に関連する申立てで執行雑事件に該当するもの		〃	〃	〃 (訴訟事件等の執行雑事件に関する事件簿)
(50) 児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求	児童虐待防止法 9の3 I	〃	請求書	〃 (令状請求事件簿)
(51) 移送の申立て	子奪取条約実施 法37	〃	申立書	〃 (子の返還に関する事件等に関する事件簿)
(52) 裁判官に対する除斥又は忌避の申立て	〃 38、39	〃	〃	〃 ( 〃 )
(53) 裁判所書記官に対する除斥又は忌避の申立て	〃 41、38、39	〃	〃	〃 ( 〃 )
(54) 家庭裁判所調査官に対する除斥の申立て	〃 42、38	〃	〃	〃 ( 〃 )
(55) 特別代理人選任の申立て	〃 45	〃	〃	〃 ( 〃 )
(56) 制限行為能力者の手続代理人選任	〃 51	〃	〃	〃 ( 〃 )

	の申立て			
(57)	裁判所書記官等 に対する費用償還 決定の申立て	〃 58 民訴法69	〃	〃 (〃)
(58)	手続費用の額の 確定処分の申立て	子奪取条約実施 法58、59Ⅱ 民訴法71Ⅰ、 72、73、85	〃	〃 (〃)
(59)	手続費用負担決 定の申立て	子奪取条約実施 法58、59Ⅱ、96 民訴法73、85、 258	〃	〃 (〃)
(60)	裁判所書記官の 処分に対する異議 の申立て	子奪取条約実施 法58、68 民訴法71Ⅳ等	〃	〃 (〃)
(61)	手続上の救助の 申立て	子奪取条約実施 法59Ⅰ	〃	〃 (〃)
(62)	手続上の救助の 取消し及び費用支 払決定の申立て	〃 59Ⅱ 民訴法84	〃	〃 (〃)
(63)	秘匿決定の申立 て	子奪取条約実施 法69の2 民訴法133	〃	〃 (〃)
(64)	秘匿決定の取消 しの申立て	子奪取条約実施 法69の2 民訴法133の4Ⅰ	〃	〃 (〃)
(65)	秘匿決定により 閲覧等が制限され る部分の閲覧等の 許可の申立て	子奪取条約実施 法69の2 民訴法133の4Ⅱ	〃	〃 (〃)
(66)	文書提出命令の 申立て	子奪取条約実施 法86 民訴法219	〃	〃 (〃)
(67)	原裁判の執行の 停止その他必要な 処分の申立て	子奪取条約実施 法115、116、 109Ⅰ、128、 129Ⅲ	〃	〃 (〃)

(68) 担保の取消決定の申立て	〃 109Ⅲ 民訴法79	〃	〃	〃 (〃)
(69) 担保の変換の申立て	子奪取条約実施法109Ⅲ 民訴法80	〃	〃	〃 (〃)
(70) 終局決定の変更の申立て	子奪取条約実施法117	〃	〃	〃 (〃)
(71) 強制執行の停止又は執行処分の取消しの申立て	〃 118、120	〃	〃	〃 (〃)
(72) 履行勧告の申出	〃 121 I	〃	申出書	〃 (〃)
(73) 出国禁止命令の申立て	〃 122 I	〃	申立書	〃 (〃)
(74) 出国禁止命令の取消しの申立て	〃 129 I	〃	〃	〃 (〃)
(75) 子の返還に関する事件等に関連する執行文付与等に関する異議の申立て	民執法32	〃	〃	〃 (〃)
(76) 代替執行の申立て	子奪取条約実施法134 民執法171	〃	〃	〃 (〃)
(77) 間接強制の申立て	子奪取条約実施法134 民執法172、167の15、167の16、173	〃	〃	〃 (〃)
(78) 子の返還に関する事件等に関連する代替執行の申立て又は間接強制の申立てに関連する申立てで民事雑事件に該当するもの		〃	〃	〃 (〃)
(79) 子の返還に関する事件等に関連する代替執行の申立		〃	〃	〃 (〃)

	て又は間接強制の申立てに関連する申立てで執行雑事件に該当するもの				
(80)	一時保護状の請求	児福法33Ⅲ	〃	請求書	〃 (令状請求事件簿)
(81)	一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求	〃 33Ⅶただし書	〃	〃	家事雑事件簿

(注) 家事雑事件の差戻し、移送等の場合における事件番号の付け方の基準は、別表第1の通常訴訟事件に準ずる。

別表第6 (家庭事件のうち少年事件)

事件の種類	基本法条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
1 少年保護事件	少年法3、6、6の7、7、41、42、5、55、33 更生保護法68	少	少年	少年保護事件簿
2 準少年保護事件	少年法27の2 少年院法138、139 更生保護法67、68の2、71	少ハ	本人	準少年保護事件簿
3 少年審判等共助事件	少審規19の2 刑訴法43、66、125、142、163、393等	少ニ	嘱託書	少年審判等共助事件簿
4 少年審判雑事件				
(1) 観護措置決定又は観護措置更新決定に対する異議の申立て	少年法17の2	少ロ	申立書	少年審判雑事件簿
(2) 観護措置の請求	〃 43、17 I ①	〃	請求書	少年審判雑事件簿 (令状請求事件簿)
(3) 観護状の請求	〃 43、17 I ②	〃	〃	〃 (〃)
(4) 観護措置の取消しの請求	〃 44	〃	〃	少年審判雑事件簿
(5) 接見禁止等の請求	刑訴法81	〃	〃	〃
(6) 勾留理由開示の請求	〃 82	〃	〃	〃
(7) 勾留取消しの請求	〃 87、91	〃	〃	〃
(8) 勾留執行停止の	〃 96、98の10	〃	〃	〃



取消しの請求				
(9) 監督者の解任の請求	〃 98の8	〃	〃	〃
(10) 押収物仮還付の請求	〃 123	〃	〃	〃
(11) 刑事訴訟法上の令状の請求	〃 168、199、204、205、210、218等	〃	〃	〃（令状請求事件簿）
(12) 勾留状に代わるもの等の交付の請求	〃 207の2、224Ⅲ 刑訴規278の2	〃	〃	少年審判雑事件簿
(13) 個人特定事項の通知の請求	刑訴法207の3、224Ⅲ 刑訴規278の3	〃	〃	〃
(14) 起訴前の勾留延長の請求	刑訴法208	〃	〃	〃（令状請求事件簿）
(15) 起訴前の勾留再延長の請求	〃 208の2	〃	〃	〃（〃）
(16) 第1回公判期日前における証人尋問の請求	〃 226、227	〃	〃	少年審判雑事件簿
(17) 準抗告	〃 429、430	〃	〃	〃
(18) 訴訟費用の執行免除の申立て	〃 500	〃	申立書	〃
(19) 裁判の執行の異議の申立て	〃 502	〃	〃	〃
(20) 検察官に対し訴訟行為をする者のための法定期間延長の請求	刑訴規66の2	〃	請求書	〃
(21) 連戻状の請求	少年院法89 少年鑑別所法78	〃	〃	〃（令状請求事件簿）
(22) 更生保護法等による引致状の請求	更生保護法63	〃	〃	〃（〃）
(23) 少年補償	少補規2	〃	少補規2条の	少年審判雑事件

			書面	簿
--	--	--	----	---

(注) 少年審判雑事件の差戻し、移送等の場合における事件番号の付け方の基準は、別表第3の公判請求事件に準ずる。

別表第7 (医療観察事件)

事件の種類	基本法条	記録符号			事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
		簡裁	地裁	高裁		
1 処遇事件 受理区分例 申立て 42条1項の決定を することの申立て 退院の許可の申立 て 入院継続の確認の 申立て 医療の終了の申立 て 通院期間の延長の 申立て 入院の申立て 原決定取消差戻し、 同取消移送 移送 回付	医療観察法33 I 〃 49 I、50 〃 49 II 〃 50、54 I、55 〃 54 II 〃 59 I、II 〃 68 II 〃 4 I、II		医 ろ		対象者      〃  〃  〃	医療観察処遇事 件簿
2 抗告事件	医療観察法64 I 、II			医 ほ	原決定書	医療観察抗告事 件簿
3 共助事件	医療観察法24 II	医 い	医 は		嘱託書	医療観察共助事 件簿
4 雑事件						
(1) 裁判官の処分 に対する不服申立 て (2) 裁判所の処分 に対する異議の申 立て (3) 競合する処分 の調整の申立て (4) 連戻状の請求	医療観察法72 I 〃 73 I 〃 76 I、II 〃 99VI		医 に  〃  〃  〃		申立書  〃  〃  請求書	医療観察雑事件 簿 〃 〃 〃 〃 (令状請求事件 簿)

別表第8（法廷等の秩序維持に関する法律違反事件）

事件の種類	基本法条	記録符号				事件番号の 付け方の基 準となるも の	事件簿
		簡裁	地裁	家裁	高裁		
1 第一審事件	法廷秩序法2	秩 い	秩 ろ	秩 は	秩 に	本 人	法廷等秩序維持 違反事件簿
2 抗告事件	// 5 I				秩 ほ	"	法廷等秩序維持 違反抗告事件簿
3 異議申立事件	// 5IV				秩 へ	"	法廷等秩序維持 違反異議申立事 件簿

別表第9（裁判官の分限事件）

事件の種類	基本法条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
第一審事件	裁限法 3、6	分	被申立裁判官	裁判官分限事件簿

別紙様式第 1 (記第 2 の 3 関係)

受付日付印



別紙様式第2 (記第2の10関係)

転写用受付日付印



(注)

- 1 別紙様式第1及び別紙様式第2は、ひな型を示したものである。
- 2 形状は、円形、長方形その他相当の形で差し支えない。